

募集要項等に関する質問回答（1回目）

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	2	第2	1	(4)	立地条件	「"原則"として事業契約締結後から本施設の引渡しまでの間、事業者との間で土地使用貸借契約を締結」とありますが、締結しない場合もあるということでしょうか。それほどのような場合でしょうか。	締結しない場合を想定しているという趣旨ではありません。
2	募集要項	2	第2	1	(4)	立地条件	本事業において、土地使用貸借契約を締結しなければならない理由があればご教示ください。実施方針に対する質問回答No66にあるように、先行事例では当該契約を締結せずとも、事業者に土地を無償貸与している事例が多くあります。	事例によっては事業契約とは別に土地使用貸借契約を締結しない形をとっていることは把握しておりますが、本事業は、事業契約とは別に土地使用貸借契約を締結する形をとったという話に過ぎず、どちらの形でも、そうしなければならないという理由から選択しているものではないとの認識です。
3	募集要項	3	第2	1	(5)	施設概要	「1日あたり10000食の供給能力を有する」と記載がある点につきまして、運営上の工夫と貴市との協議により理解を得られた方法で仮に10000食を問題なく提供できた場合でも、調理や洗浄に対して必要な水量が増加すると思われまます。基本設計図書における除害処理能力が8500食想定となりますので、排水量増加時には処理ができない可能性が考えられます。除害設備のみ10000食を想定したスペックとするということによろしいでしょうか。	一定程度の余裕を持って調理できる前提で計画して頂きたく、「10,000食の供給能力」と規定していますが、提供食数としては要求水準書別紙7に示す食数を想定しております。 除害設備は、8,500食を前提として整備して下さい。
4	募集要項	3	第2	1	(5)	施設概要	「1日あたり10,000食の供給能力を有する」と記載があり、実施方針に関する質疑回答No.1においても「一定程度の余裕を持って調理できる前提」とされておりますが、献立の構成や組み合わせ等によっては、10,000食を提供する事となった際に、2時間喫食遵守や時間通りに学校に給食を届ける事が難しい事も想定されます。提案時点では、別紙1にてお示し頂いている厨房機器及び別紙7にてお示し頂いている推計提供食数を前提に計画・提案をさせていただきますが、推計提供食数から増加する事が決まった際には、2時間喫食遵守や指定時間内での給食提供が事業者として対応可能かどうか、事前に貴市と献立内容につき協議させて頂き、必要に応じて献立の組み合わせや内容につき考慮頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提案時の想定よりも食数が大きく増加した場合、まずは市から、献立の見直し等の検討を行います。
5	募集要項	3	第2	1	(5)	施設概要	「1日あたり10,000食の供給能力」とありますが、除害施設についても10,000食分の能力が必要と考えて宜しいでしょうか。	3番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
6	募集要項	4	第2	1	(6)	事業範囲	建設業務の中に、調理設備調達・食器食缶等調達といった業務も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	募集要項	6	第3	2	(1)	応募者の構成等	設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業以外の本事業の業務を担当しない第三者アドバイザー等については参加申請が不要との理解でよろしいでしょうか。	設計、建設、維持管理、運営以外でも、何らかの業務を事業者（SPC）から受託する場合は、その他企業（出資有無により構成員か協力会社のいずれか）として位置付け、様式2-4「参加資格申請書兼誓約書」への記載など、必要な手続きを行ってください。
8	募集要項	6	第3	2	(1)	応募者の構成等	FA業務やSPC管理業務を担う企業が、SPCから直接業務を受託し、かつ出資をする場合は、「構成員」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	募集要項	6	第3	2	(2)	応募者の資格要件等	本事業への参加表明書類に記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名でしょうか。	令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録している住所を記載して下さい。
10	募集要項	7	第3	2	(3)	応募者の参加資格要件	本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること、とは具体的にどのような水準を想定されているのかお示しください。	募集要項に記載しているものが全てであり、別途、参加資格要件に関して市から具体的な判断基準などを示すことは致しません。
11	募集要項	7	第3	2	(3)	応募者の参加資格要件	建設企業の参加資格要件で、④「平成23年4月1日以降…公共工事の施工実績…を有していること」とありますが、参加要件に関する提出資料で施工実績を有することを証するとありますが、コリンズ竣工登録書の提出でよろしいでしょうか。 他に施工実績証明に必要な書類がありましたら、ご提示ください。	お示しのような添付資料で問題ありません。
12	募集要項	7	第3	2	(3)	応募者の参加資格要件	建設企業の参加資格要件で、④「平成23年4月1日以降…公共工事の施工実績…を有していること」とありますが、参加要件の公共工事の施工実績を有することとありますが、公共工事とは給食センター以外の工事実績でもよろしいでしょうか。	公共施設の施工実績であれば、給食センター以外でも構いません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
13	募集要項	9	第3	3		提案額上限及び年間給食提供数	本件は基本設計先行型の事業となりますことから、一宮市様が想定される金額を見据えた上での提案が重要になると考えております。そのため、募集要項に示されている提案額については、内訳もお示しいただけないでしょうか。	内訳は開示しません。
14	募集要項	9	第3	3		提案額上限及び年間給食提供数	提案価格算出に際しての通常食数として記載されている食数が（令和6年度と令和21年度を除き）様式5-4-4の年度別食数と一致しません。いずれの通常食数を用いて提案価格を算出すればよいでしょうか。	242番の回答を御参照下さい。
15	募集要項	9	第3	4		選定の手順及びスケジュール（予定）	募集要項等に関する質問（1回目）及び回答が令和3年7月2日に公表された後、募集要項等に関する質問（2回目）の受付は令和3年7月14日までとなっていますが、この間隔が短いと思われる。 一宮市様に質問する機会が2回しかございませんので、募集要項等に関する質問（1回目）及び回答を熟考し、提案内容を見据えた上で質問を行いたく存じます。 そのため、募集要項等に関する質問（2回目）の受付を見直していただけますでしょうか。	原案どおりとします。
16	募集要項	10	第3	4		選定の手順及びスケジュール（予定）	提案内容に関する事前照会書の提出が、資格審査結果通知受領後～9月6日とありますが、早く提出したのから回答をいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	照会の内容によって回答の順番が前後する可能性はありますが、受け付けたものから順次、御回答できるように努めます。
17	募集要項	11	第3	5	(6)	資格審査結果の通知	「受付から1週間を目途に、結果を当該応募者に伝える」とありますが、各グループの提出日毎に一宮市様からの結果通知が通知されると解釈して宜しいでしょうか？ご教示ください。	厳密に受付から1週間後に結果通知日を設定しているのではなく、審査に要する期間として1週間程度を見込んでいるという趣旨です。
18	募集要項	11	第3	5	(6)	資格審査結果の通知	「受付から1週間を目途に、結果を当該応募者に伝える」とありますが、代表企業に対してはどのように通知されるでしょうか、ご教示ください。	Eメールでお伝えする予定です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
19	募集要項	11	第3	5	(7)	提案内容に関する事前照会書の受付及び回答	「○対象者：資格審査通者のうち、照会を希望する者」とありますが、提案内容に関する事前照会書（様式2-13）を一宮市様に提出するのは、資格審査を通過した応募者の代表企業に限らず、当該応募者の構成員又は協力会社でも可との理解でよろしいでしょうか。	代表企業のみです。
20	募集要項	11	第3	5	(7)	提案内容に関する事前照会書の受付及び回答	事前照会については、9月6日までであれば、複数回行えるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	募集要項	12	第3	5	(7)	提案内容に関する事前照会書の受付及び回答	「○受付期間：資格審査結果受領後から令和3年9月6日（月）15時まで」とありますが、提案内容に関する事前照会書（様式2-13）を資格審査結果受領後速やかに提出した場合、一宮市様からご回答いただける目安（具体的な日付、あるいは当該照会書受領後から〇〇日後など）をお示しいただけないでしょうか。 提案価格書及び事業提案書の受付期間が、令和3年9月27日（月）15時までとなっておりますので、一宮市様のご回答を提案内容に反映させるためには、可能な限り早めにいただけますようお願いください。	照会の内容によって、判断に要する時間も変わりますので、受付の何日後に回答するかを予め示すことはできません。 回答に要する時間を短縮できるよう、照会に際しては、記載内容や添付資料を工夫して下さい。
22	募集要項	12	第3	5	(7)	提案内容に関する事前照会書の受付及び回答	一宮市様から、資格審査結果通過者による照会が行われ、個別回答する旨を記載しておりますが、受付から回答期間はどの程度でしょうか？ご教示ください。	21番の回答を御参照下さい。
23	募集要項	12	第3	5	(7)	提案内容に関する事前照会書の受付及び回答	提案内容に関する事前照会書（様式2-13）に記載した内容の可否に関して、提案価格書及び事業提案書の受付期間（令和3年9月27日（月）15時まで）の遅くとも1ヶ月程度前までに御回答頂けないと事業提案書及び提案価格書に反映させるのが非常に困難です。つきましては、事前照会書の受付及びその回答日を8月上旬にして頂けないでしょうか。	21番の回答を御参照下さい。
24	募集要項	14	第4	1		基本協定の締結	実施方針に対する質問回答No45でもございましたが、基本協定の当事者として協力企業を含まないとのことですが、基本協定において、協力企業に関連する内容も含まれていると料します。改めて、協力企業は契約当事者にならないことを確認させてください。	協力会社も含めて基本協定を締結するよう変更しました。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
25	募集要項	14	第4	2		特別目的会社の設立等	代表企業には、構成員中最大や過半数を占める等の制約はないとの理解でよろしいでしょうか	基本協定書（案）第3条第3項に規定するとおり、代表企業の出資比率が最大でなければなりません。
26	募集要項	14	第4	2	(5)		事業契約が終了するまでは特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする、とありますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	募集要項	16	別紙1	1	(1)	サービス対価A（設計・建設業務）	サービス対価A（設計・建設業務）に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡年度に一括でお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1（一時払い）	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」のどの費目が含まれるのかご教示ください。（「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「建設費計」欄に記載する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「事前調査関連費」「設計費」「工事監理費」「建設費」の合計額とします。
29	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1（一時払い）	計算式における「事業者が提案する工事費」に含まれるのは、設計・建設業務に必要な費用のみでしょうか。それ以外の「事業契約別紙10(2)設計・建設業務に係る対価（サービス対価A-1、A-2）に記載の費用（建中金利・融資組成手数料・SPC設立費用・事務経費等）」は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「事前調査関連費」「設計費」「工事監理費」「建設費」の合計額とします。
30	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1（一時払い）	サービス対価A-1を算定する「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①の「建設費」並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額という理解でよろしいでしょうか。	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「事前調査関連費」「設計費」「工事監理費」「建設費」の合計額とします。
31	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1（一時払い）	サービス対価A-1（一時払い）の提案時の金額は「事業者が提案する工事費×75%」であり、設計費、工事監理費、SPC設立費および融資組成手数料等は含まないものとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「事前調査関連費」「設計費」「工事監理費」「建設費」の合計額とします。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
32	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	サービス対価A-1の算定式に関して、「事業者が提案する工事費」は税抜で算出し、貴市からSPCへは消費税及び地方消費税が加算されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A-1の算定式を変更します。
33	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	サービス対価A-1を算定する「事業者が提案する工事費」に消費税は含まれておりますでしょうか。	サービス対価A-1の算定式を変更します。
34	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	想定されている交付金の種類等についてご教示ください。	学校施設環境改善交付金を想定しています。
35	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	適用予定の交付金の正確な内容をご回答ください	学校施設環境改善交付金を想定しています。
36	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	交付金およびそれに関連するサービス対価A-1の金額が確定するのはいつ頃でしょうか。施設引渡予定日前には確定しますでしょうか。	学校施設環境改善交付金の交付決定時期は、これまでの実績としては建物完成年度の6月頃ですが、令和6年度については、この交付金制度の存続の有無を含め未定です。
37	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	計算式の記載がありますが、交付金が仮にゼロだったとしても、「事業者が提案する工事費×75%」については、貴市にて財源の確保を行い、一時払いがされるという理解でよろしいでしょうか。もし、提案時の想定から一時払いの金額が減額となると、割賦払い部分が増え、融資金の増額が必要となるため、金融機関との再度の調整が必要となってしまいます。	御理解のとおりです。
38	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	「提案に際しては、交付金を0円と設定」するとありますが、この算定式による対価金額の提案では、提案時と事業者特定後で、事業者が提案する工事費に変更が生じない場合でも、提案時と事業契約締結時における対価A-1および対価A-2の双方に変更が生じます。その結果、資金調達計画に大きな変更が生じることで、金融期間への事務手数料等コストの負担額が大きくなるリスクがありますため、概算でどの程度の規模を想定されているかご教示ください。	現時点で想定している交付金額はありません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
39	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	サービス対価A-1 (一時払い) の算定式の備考欄にて、提案時は交付金を0円としておき、実際には交付金がある場合の金融機関費用は事業者負担とされていますが、これは事業者ではコントロールできないリスクであるため、追加費用は市側の負担としていただけないでしょうか。あるいは、交付金が発生する場合の最大想定額をご教示いただけますでしょうか。(事前に金融機関との協議材料としたいため)。	原案どおりとします。
40	募集要項	16	別紙1	1	(1)	1) サービス対価A-1 (一時払い)	交付金の金額等により、サービス対価A-1が契約時の金額と異なる場合、サービス対価A-2で変更額を調整することとし、それに伴う事務手数料等は事業者負担と記載がありますが、この文言は交付金が増額となり、A-2の金額が少なくなることを想定した文言でしょうか。仮に交付金が減額となり、A-2が増額となると融資金額は増額する必要があり、支払利息の増加や事務手数料の発生は十分起こりうると思います。事業者がコントロールできない交付金減額に伴う費用については、事業者が負担すべきでないと考えます。	交付金の増額に限りません。
41	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	割賦元金は、「設計・建設業務に関する費用の合計額からサービス対価A-1を控除した額」とありますが、「設計・建設業務に関する費用の合計額」とは、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「中計」欄に記載する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者が提案する工事費」は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「事前調査関連費」「設計費」「工事監理費」「建設費」の合計額とします。
42	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	サービス対価A-2は、四半期業務報告書の確認後に支払われるとの記載がありますが、サービス対価A-2は、維持管理・運営期間中のモニタリング対象外であり、四半期業務報告書の記載内容に関わらず、SPCに確実に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。サービス対価A-2に係る請求書の提出時期が、「四半期終了後」ではなく、「四半期業務報告書の確認後」になっている理由をご教示ください。	前段について、御理解のとおりです。 後段について、御指摘をふまえ、修正したものを公表します。
43	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	割賦払の対象となる設計建設業務は、令和6年6月30日に貴市への引渡し完了するため、割賦金利の発生は令和6年7月1日から開始されることになると考えます。そのため、初回の割賦支払金は、令和6年7月1日から同年9月末日までを対象として、令和6年度第2四半期報告書の貴市確認後の請求により、貴市受領後30日以内(11月)に支払われ、以降、同様の期間・タイミングとして、計63回の支払いとなる理解でよろしいでしょうか。	支払い対象期間等について追記しましたので、別紙1を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
44	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	サービス対価A-2は、「維持管理・運営期間中、各年度で年4回(令和6年度は2回)に分け、計62回で元利均等返済する額」とありますが、初回分の割賦金利は、対象期間が4か月(2回~62回は3か月)になることから、初回の元利均等返済額には1か月分の利息を加算すること(他の61回の元利均等返済額と同一金額にならない計算方法)を認めていただけないでしょうか。	認めます。
45	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	表中の①に関して、「割賦元金を62回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額」とありますが、「割賦元金を62回で元利均等計算した各回の支払元金に消費税及び地方消費税を加算した額の合計額」の誤りではないでしょうか。	割賦払い分にかかる消費税及び地方消費税も含めてサービス対価A-1(一時払い)として支払うよう変更することになったため、表を削除します。
46	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	表中の②に関して、「割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。」とありますが、元利均等計算において、割賦元金は各回の支払額が同一金額にはならないため、当該記載は誤記(削除)との理解でよろしいでしょうか。(割賦元金を62回で元利均等計算した場合、各回の支払元金と支払利息の合計額は、基本的に同一金額(最終の62回は端数調整のため同一金額にならないケースあり)となります。)	割賦払い分にかかる消費税及び地方消費税も含めてサービス対価A-1(一時払い)として支払うよう変更することになったため、表を削除します。
47	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	表中の③に関して、「①の額と②の合計額に不一致が生じた場合」とありますが、「割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と割賦元金を62回で元利均等計算した各回の支払元金に消費税及び地方消費税を加算した額の合計額に不一致が生じた場合」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	割賦払い分にかかる消費税及び地方消費税も含めてサービス対価A-1(一時払い)として支払うよう変更することになったため、表を削除します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
48	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	サービス対価A-2の割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法に関して、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、各回の支払元金に加算する方法（計62回の分割払い）ではなく、施設の引渡年度に（サービス対価A-1の支払時期に合わせて）一括して支払う方法に修正していただけないでしょうか。 ※割賦元金に係る消費税及び地方消費税に関して、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入れする必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないため、サービス対価A-2では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生します。	御意見をふまえ、修正したものを公表します。
49	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	割賦元本に係る消費税については、サービス対価A-1と併せて一括で支払って頂けますでしょうか。	48番の回答を御参照下さい。
50	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	割賦元金の消費税は各回の支払いで支払われるという理解でよろしいでしょうか。	48番の回答を御参照下さい。
51	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	割賦元金の消費税は各支払元金金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、割賦払い分にかかる消費税及び地方消費税も含めてサービス対価A-1（一時払い）として払うよう変更します。
52	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	支払利息はTSRとのことですが、2021年12月末にはLIBORは廃止される見込みであり、事業契約締結時にはTSRが存在しない可能性が高いです。廃止された場合の日銀等が公表する後継金利等が採用されるとの認識でよろしいでしょうか。	日本銀行が示す代替指標の採用を想定しておりますが、現時点で確定的なことは申し上げられません。
53	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	支払金利は基準金利と事業者が～基準金利は～6か月LIBORベース15年物（円-円）とする。とありますが、LIBORは廃止予定となっております。そのため、基準金利については協議の場をお受けいただけるという認識で宜しいでしょうか。	52番の回答を御参照下さい。
54	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	52番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
55	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	募集要項にて金利の指標としてお示しいただいている「LIBOR」ですが、2021年12月末をもって公表停止となるようです。これに際して、代替となる指標をご教示ください。	52番の回答を御参照下さい。
56	募集要項	16	別紙1	1	(1)	2) サービス対価A-2 (割賦払い)	基準金利がマイナスとなった場合にはゼロとする（ゼロフロア）条文を追記願います。	修正したものを公表します。
57	募集要項	17	別紙1	1	(2)	サービス対価B（開業準備業務）	学校等の事情により調理リハーサル等が実施されなかった場合でもサービス対価Bの減額がされるとのことでありますが、事業者事情に拠らないもの以外については減額の対象から外していただけないでしょうか。	学校等の事情により実施しなかった場合でも、見込んでいた費用が発生しないケースがあることを考慮し、原案どおりとします。
58	募集要項	17	別紙1	1	(2)	サービス対価B（開業準備業務）	事業者へ支払うサービス対価の減額を行う場合がある、とのことでありますが、学校等の事情によりリハーサルが実施されないことは事業者側でコントロールできない事由であることから、減額対象からは除外していただけないでしょうか。	学校等の事情により実施しなかった場合でも、見込んでいた費用が発生しないケースがあることを考慮し、原案どおりとします。
59	募集要項	17	別紙1	1	(2)	サービス対価B（開業準備業務）	開業準備期間中に発生するSPCの運営費はサービス対価Bに含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
60	募集要項	17	別紙1	1	(3)	サービス対価C（維持管理・運営業務）	サービス対価A-2を割賦の計算期間と合わせて設定いただくことと併せ、サービス対価Cについても初回は令和6年9月分を10月に請求し、2回目は令和6年10月から12月分を1月に請求することで、支払回数を63回（令和6年度は2回）としていただけますでしょうか。なお、事業仮契約書（案）別紙10-4についても同様です。	原案どおりとします。
61	募集要項	17	別紙1	1	(3)	サービス対価C（維持管理・運営業務）	「年間支払額の4分の1相当額を計62回支払う」とありますが、初回は令和6年9月1日～12月末までの4か月間になると想定されるため、初回については「年間支払額の4分の1相当額」ではなく、「年間支払額の12分の4（3分の1）相当額」に修正していただけないでしょうか。	修正したものを公表します。
62	募集要項	17	別紙1	1	(3)	サービス対価C（維持管理・運営業務）	「令和6年度分は2回」とあることから、初回は令和6年9月1日～12月末までの4か月間になるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
63	募集要項	17	別紙1	1	(3)	サービス対価C（維持管理・運営業務）	「年間支払額の4分の1相当額を計62回支払う」とありますが、これはサービス対価C-1（固定料金）の支払方法と理解してよろしいでしょうか。（サービス対価C-2は、年間支払額の4分の1相当額ではなく、四半期毎に算定されるとの理解でよろしいでしょうか。）	御理解のとおりです。
64	募集要項	17	別紙1	1	(3)	サービス対価C（維持管理・運営業務）	(3)②及び③は、年間支払額（税抜）をもとに1回あたりの支払額（税抜）を計算するものと理解しておりますが、消費税及び地方消費税額は各支払額（税抜）に対して一円未満の端数は切捨てとして、その年間の合計額が(3)①で計算した年間支払額（税抜）に対する消費税及び地方消費税額合計と一致しない場合には、年度の1回目（第1四半期相当分）の支払額（税込）をもって調整すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	募集要項	17	別紙1	1	(3)	1) サービス対価C-1（固定料金）	「固定された金額を支払う」とありますが、62回すべて同一金額（物価変動やモニタリングによる減額等を除く）が支払われるのでしょうか。初回は令和6年9月1日～12月末までの4か月間になることから、初回は1か月相当額分の加算を認めていただけないでしょうか。	サービス対価C-2のように食数に応じて変動するものではないという趣旨で、「固定化された金額」と表現しています。
66	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2（変動料金）	算定式中のサービス購入料F及び※二つ目のサービス購入料Fについては、以下のとおり誤植でしょうか？ 変更前：サービス購入料F 変更後：サービス対価C-2	御理解のとおりです。 「サービス対価C-2」に修正します。
67	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2（変動料金）	サービス購入料Fという記載がございますが、サービス対価C-2の誤記という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 「サービス対価C-2」に修正します。
68	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2（変動料金）	枠内に記載の計算式について、「サービス購入料F」は、「サービス対価C-2」の誤記でしょうか。	御理解のとおりです。 「サービス対価C-2」に修正します。
69	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2（変動料金）	計算式の中にサービス購入料Fとの記載がありますが、こちらは誤表記でしょうか。	御理解のとおりです。 「サービス対価C-2」に修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
70	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2 (変動料金)	「サービス購入料F」は誤記との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 「サービス対価C-2」に修正します。
71	募集要項	17	別紙1	1	(3)	2) サービス対価C-2 (変動料金)	ガス料金に再生可能エネルギー賦課金などの追加費用が国の判断で必要となった場合、消費者物価指数の変動とは別に、第55条に記載された通り協議の上、算出方法の見直しを検討いただけると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
72	要求水準書	8	第2	1		総則	文中後段にて、「事業期間内において、市による修繕（大規模修繕含む。）を予定していないため、事業者は、その点も踏まえた計画を行う。」との記載があります。 一方で、要求水準書22頁(9)事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方では、「市は、事業期間終了後に計画的な大規模修繕修繕を行う予定である。」と記載がございます。 事業期間終了後に市にて行う大規模修繕のについて事業者毎で想定が異なる場合、提案価格に大きな差が生じる懸念があるため、現状想定されている大規模修繕について、ご教示頂けないでしょうか。	要求水準書P8に規定するとおり、本施設の耐用年数は30年以上を想定しているため、事業期間終了後も引き続き使用することに配慮し、また、事業期間中に市が大規模修繕を行わないことを前提に、計画して下さい。市は、事業期間終了前に、本施設の状態の確認や事業者との協議結果をふまえ、事業終了後の市による大規模修繕の計画を立てます。
73	要求水準書	9	第2	2	(1)	配置計画	基本設計書を基本としながらも、一定の条件を満たせば変更提案が行えるように記載されていますが、その場合はすべての変更項目について「事前照会」を経る必要があるということでしょうか。施設計画以降も同様です。	要求水準書P9に規定するとおり、配置計画は、別紙1「基本設計書」に従って計画頂きますが、周辺への日影や騒音、臭気の影響が大きくなるような調理場建物の建設位置の平行移動及びその他の施設の再配置の提案を妨げるものではありません。そうした条件を満たす提案なのかを応募者で判断できない場合にのみ、様式2-13「提案内容に関する事前照会書」をお使い下さい。
74	要求水準書	9	第2	2	(1)	配置計画	「仮に開発許可申請をした場合における許可基準に適合するだけの緑地を確保すること」とありますが、現状の緑地面積をご教示下さい。	仮に開発許可申請をした場合は、開発区域面積の3%以上が必要です。
75	要求水準書	9	第2	2	(3)	厨房設備計画	本項では「厨房設備」となっていますが、ほかでは「調理設備」となっています。用語の統一をお願いします。（使い分けている場合、定義づけをお願いします）	修正したものを公表します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
76	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	1日あたり、10,000食の供給能力を有する調理場とありますが、食器・スプーン・はしに関しても10,000食分用意する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
77	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	食器食缶等の調達数量に絡み、過不足防止の観点から小学生と中学生の事業期間中における、それぞれの最大数をご教授ください。または食器食缶等それぞれの最大調達数をお示し願います。	要求水準書別紙8を参考に調達して下さい。
78	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	食器、スプーン、はしはアレルギー対応食と兼用するという解釈でよろしいですか。	食器は、要求水準書P10「図表2-2 食缶類」に定める「アレルギー対応食用食缶」が、個食用であり、そのまま食器としても利用するものを想定しています。 スプーンと箸については御理解のとおりです。
79	要求水準書	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	タレ用食缶が「丸形」と記載がありますが、各種条件を満たせば「角型」での提案も可と考えて宜しいでしょうか。	角型は不可です。 そばろあんのような食材が入るタレの際、角型だと児童生徒が配膳しづらいとの声があるため、丸型で設定しております。
80	要求水準書	11	第2	2	(6)	什器・備品 (事務エリア)	提示頂いています備品の「数量」「仕様」「寸法」をご教示ください。	提案に委ねます。
81	要求水準書	11	第2	2	(6)	什器・備品 (事務エリア)	事務エリアのFAX機は「FAX専用機」との理解でよろしいでしょうか。	FAXが円滑に利用できれば仕様は問いません。
82	要求水準書	11	第2	2	(6)	什器・備品 (事務エリア)	市職員事務室には12人の執務を想定とありますが、事務机と椅子は、12人分必要との理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	要求水準書	11	第2	2	(6)	什器・備品 (事務エリア)	市職員用玄関に下駄箱の設置がありますが、何足分必要でしょうか。	何足分かは提案に委ねますが、設置スペースも考慮した大きさとして下さい。また、土足用と上履き用を下駄箱の上下で分けるなど、衛生面に考慮して下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
84	要求水準書	12	第2	2	(7)	配送車両計画	「配送車両の調達は、事業者の提案のよるものとする。」との記載がありますが、仮にリースにて調達する場合、事業期間終了後の取り扱い、事業契約書第65条第5項に記載の通り、利用に係る権利を新受託者等に譲渡すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
85	要求水準書	12	第2	2	(9)	外構整備計画	現況の高低測量図を提示いただけますでしょうか。	提示できるものはありません。
86	要求水準書	13	第2	3	(2) (3)	安全対策 環境対策	(2) 安全対策 1) 近隣への事故及び災害が及ばないよう万全の対策、 (3) 環境対策 1) 周辺環境への影響低減措置を講ずること。 とありますが、令和3年6月4日現在、計画地敷地南側（市道C589号線）建屋の解体工事を実施されておりますが、本計画における影響や配慮することは（将来計画が決まっているなど）ございますでしょうか。	解体工事は完了しているようです。 今後の予定等について市は把握しておりません。
87	要求水準書	13	第2	3	(3)	環境対策	希少な野生動植物生息～とありますが、本項目に該当した場合の措置に関わる費用は、貴市負担という認識で齟齬ございませんでしょうか。	事業仮契約書（案）第30条を御参照下さい。
88	要求水準書	15	第2	4		工事監理業務	前回（令和3年4月7日受付）の実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書の回答（No194）で「常駐監理」と回答がありましたが、常駐監理者は1名との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
89	要求水準書	17	第3	3	(4)	調理リハーサル	直接搬入品である米飯と牛乳の代金は事業者負担とありますが、それぞれの単価についてご教示願います。	令和3年度現在、公益財団法人愛知県学校給食会から購入する際の単価は、牛乳55円（税・配送料）/本、白飯61.74円（税・配送料）/食等となっておりますが、令和6年度において、事業者がこの単価で同会その他から購入できるとは限りません。
90	要求水準書	18	第3	3	(10)	竣工式支援	ここで示される協力は、竣工式準備に伴う事業者側での費用負担の発生が生じるものでしょうか？もしくはチラシ作成のデータ提供や会場設営・式典運営に伴う人的支援に留まるのでしょうか？ご教示下さい。	人的支援に留まりません。 要求水準書に規定しているもの以外では、会場設営に係る立て看板や式次第（ステージ側設置用、配布用）など想定されますが、詳細な内容は、市と事業者が協議して決定する旨、御理解下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
91	要求水準書	18	第3	3	(10)	竣工式支援	竣工式に「関係者分調理」とあります。一般的に調理訓練は開業準備期間の中旬に消毒を終えてから食材を使用したリハーサル等を実施した後、竣工式（開所式）という流れを想定しますので、開催時期は開業直前となります。時期については特に問題ないでしょうか。	お示しの「リハーサル等」の開催時期は提案に委ねますが、開催後に適宜、改善等を実施し、竣工式を迎えられるようにして下さい。
92	要求水準書	21	第4	1	(5)	実施体制	維持管理責任者を配置する、とありますが、適切に責務を果たせる体制であれば、必ずしも常駐しなくてもよい、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	要求水準書	23	第4	2	(2)	修繕・更新業務	修繕・更新業務については、「事業期間内における本施設の機能を維持するため、必要に応じ」で行うものとされておりますが、日常修繕・小修繕が対象との理解でよろしいでしょうか。	「修繕」「更新」の定義は、要求水準書P20を御参照下さい。
94	要求水準書	24	第4	3	(3)	修繕業務	修繕・更新業務については、「事業期間内における各種建築設備の機能を維持するため、必要に応じ各種建築設備の修繕を行う」とされておりますが、日常修繕・小修繕が対象との理解でよろしいでしょうか。	「修繕」の定義は、要求水準書P20を御参照下さい。
95	要求水準書	26	第4	4	(5)	その他	給食提供日以外の日の駐車場利用において、第三者の責による修繕費用が発生した場合の負担は市との理解で宜しいでしょうか。（実施方針に関する質疑回答No.212にて事業契約書（案）にてお示し頂けるとありましたが、いずれの記載が該当するかが確認できなかったため、改めてご教示頂きたく存じます。）	ここでいう「市が認めた者」は、事業仮契約書（案）第1条第39号に規定する「第三者」に該当し、同条第43号に規定するとおり、第三者の行為によるものは不可抗力として取扱います。
96	要求水準書	27	第4	6	(2)	修繕・更新（補充）業務	要求水準書（案）に対する質問回答No213にて、コンテナについては事業期間中1回の更新でよいと回答いただきましたが、要求水準で反映されていません。反映をお願いします。	修正したものを公表します。
97	要求水準書	27	第4	7	(2)	修繕・更新（補充）	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答No218において「市職員事務室に設置するものも…管理して頂きます。」とご回答いただきましたが、事業者での状況把握・対応が困難な消耗品の在庫管理・補充や備品の修繕・更新は、本業務の対象外として再考して頂けないでしょうか。	御主旨をふまえ、詳細は、市と事業者で協議して定めます。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
98	要求水準書	33	第5	1	(2)	給食数等	給食実施日数につきまして、小学校のみまたは中学校のみで調理を実施した日はございますでしょうか。	入学式の日程によっては、給食開始の日にちが小中でずれることもあるため、そこで1～2日（年による）、校種別卒業式の日で1日（毎年）あります。
99	要求水準書	34	第5	1	(3)	全校で給食提供が不要な場合の対応	新型コロナによる学校閉鎖にともなう給食提供の中止は、事業契約における「不可抗力」の取り扱いに則るとの理解で宜しいでしょうか。	お示しのようなケースで給食提供が中止となり、結果的に、募集要項に記載の想定年間給食提供数の2割程度減少した場合、事業仮契約書（案）別紙10-5に規定するとおり、市と事業者は、サービス対価C-1及びC-2の割合若しくはC-1及びC-2（料金単価）の見直しについて協議を行います。
100	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	「下表に示す各責任者（以下「運営担当者」という。）」と表記がありますが、ここで示されている表のうち、総括責任者、副総括責任者、食品衛生管理者、検収責任者は「運営責任者」が正しい呼称との理解でよろしいでしょうか。	修正したものを公表します。
101	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	質問回答No. 236に「使おうとするボイラー機器の規模に関わらず、使おうとするボイラー機器に必要な有資格者であって、かつ、二級ボイラー技士以上の有資格者を求めます。」と回答がありますが、必要でない有資格者ですので配置人員の資格要件の変更を御検討願います。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答236番は、事業者がどのようなボイラー機器を計画しようと、市としては、二級ボイラー技師が必要と考えており、配置を求めるという趣旨です。原案どおりとします。
102	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	施設整備の中で小型貫流ボイラー選定については、1台あたりの伝熱面積10㎡未満のものを選ぶことにより資格要件として二級ボイラー技士ではなく特別教育を受講で済むものと考えますが、事業者側の創意工夫により資格要件については適切なものに委ねていただくことは可能であるという理解でよろしいでしょうか。	計画するボイラー機器に関わらず、要求水準書に規定するとおり、二級ボイラー技師を配置して下さい。
103	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	二級ボイラー技士、及び第一種圧力容器取扱作業主任者は設備計画上、必須でない場合には不要との理解でよろしいでしょうか。	設備計画に関わらず、要求水準書に規定するとおり、二級ボイラー技師及び第一種圧力容器取扱作業主任者を配置して下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
104	要求水準書	35	第5	1	(6)	業務実施体制	二級ボイラー技士及び第一種圧力容器取扱作業主任者について、有資格者の常駐は過剰な条件でコスト増になるため、常駐ではなく選任としていただきますようお願いいたします。仮に常駐が必須の場合は、調理員との兼務可をお認め願います。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答241番で回答したとおり、常駐とします。 二級ボイラー技士は、要求水準書P35に規定するとおり、調理員との兼務は不可です。 第一種圧力容器取扱作業主任者は、調理員との兼務は可能です。
105	要求水準書	36	第5	1	(7)	提出書類	PL法に基づく生産物賠償責任保険等の書類の提出を求められていますが、これは運営企業が会社として包括的に加入している保険も適用してよいとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
106	要求水準書	38	第5	1	(9)	給食のおいしさの維持・向上のための調査・分析	「ハード・ソフト両面での各種調査」と記載がありますが、記載されている「ハード」とは、調理機器を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、各種調査結果に基づき、新たな調理機器への切替や導入を提案し、採用された場合には、当該提案の実施に係る費用は、市負担との理解で宜しいでしょうか。	前段については、御提案に委ねるものであり、お示しのようなものに限定するものではありません。 後段については、事業費の中で事業者にて対応可能な提案と、市が別途費用負担する提案を、分けて御提案下さい。市が別途費用負担する提案を市が採用した場合は、当然、市が負担します。
107	要求水準書	39	第5	2	(4)	2) 食材検収補助業務	食材検収補助業務は、事業者はあくまでも市の補助であるため、当該業務を通じて発生した不具合のリスク負担者は市側であるとの認識で宜しいでしょうか。(市側がすべての検収に立ち会えない場合もあると思われるための確認です)	補助業務であるから事業者がリスクを負わないというものではありません。 市と事業者のどちらの責めに帰すべき事由なのか、事業者は要求水準や提案書記載事項その他協議で決定した事項等を遵守していたのかなど、事業契約書やモニタリング実施要領の規定により、事業者が負うべき負担等が決定します。
108	要求水準書	40	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	先の要求水準(案)に関する質問回答 番号254でアレルギー対応食用食缶の種類は1人当たり1種類を想定すると回答されていますが、汁物用の容器とそれ以外の固形食の容器を兼用すると、液だれの恐れや固形食の崩れの恐れあるため、1人当たり汁用、おかず用と2種類と用意すると考えてよろしいでしょうか。	固形食の対応は想定していないため、汁用1種類のみを準備していただきたいと考えています。運用面で煮物やいため物などを入れる可能性もあります。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
109	要求水準書	40	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	<p>②では、「アレルギー対応食調理室において、除去すべき原因食品が混入しないよう調理を行う」とありますが、一方で、実施方針質疑No.324では、アレルギー対応食は他諸室でアレルゲンを投入する前の加熱後食品を常温パススルーカウンターで受け渡すことが想定されているように見受けられます。</p> <p>アレルギー対応食の調理工程については後述の、他諸室でアレルゲン投入前に加熱調理した食品を対応食調理室に受け渡し、対応食調理室では、最終加熱や配缶を行う前提との理解で宜しいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
110	要求水準書	41	第5	2	(5)	保存食等の管理	<p>「専用冷蔵庫にマイナス20℃以下で2週間以上保存し、」と記載がありますが、保守点検等による停電時においても電源の確保が必要でしょうか。</p>	保守点検等計画的な停電については、基本的に長期休み等に行いますので、そのようなケースになること自体考えにくいです。
111	要求水準書	43	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	<p>各学校の給食開始・終了時間は「別紙8 配送・回収先一覧」参照とありますが、記載されていない為、ご教示下さい。（事業の計画に影響するため、回答日より前に早急に公表頂きますようお願い致します）</p>	6月22日に市ウェブサイトで公表しました。
112	要求水準書	43	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	<p>給食開始・終了時間が「別紙8 配送・回収先一覧」に記載されていないのでご提示頂けますか。</p>	6月22日に市ウェブサイトで公表しました。
113	要求水準書	43	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	<p>「給食開始時間の30分前までに、各学校への配送を実施し、」とあります。配送後に検食の準備、実施になると思いますが、それを含めてコンテナ室への到着が給食開始30分までに完了していれば良いという理解でよろしいですか。</p>	御理解のとおりです。
114	要求水準書	43	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	<p>コンテナをホームに降ろしてからコンテナ室まで運搬する際の時間を想定する必要があります。運搬距離とコンテナ室のある階数をご教示頂くなどは可能でしょうか。</p>	プラットフォームとコンテナ室は近接しています。
115	要求水準書	44	第5	4	(3)	回収	<p>未開封の牛乳についても、開封し食缶にあげて回収するという理解でよろしいですか。</p>	未開封のものについても食缶にあげて回収します。 食缶にあげる作業については、各教室で児童生徒が行います。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
116	要求水準書		別紙1 別紙2			入札公告公表資料において、基本設計書及び基本設計書(資料編)は要求水準書の別紙として公表されていますが、上記資料の内容は参考資料ではなく、要求水準との認識で宜しいでしょうか。	要求水準書において、各種計画の前提として参照させているものであり、要求水準です。 ただし、要求水準書P9などに規定するとおり、条件を満たす変更提案（例えば、厨房設備計画であれば、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的とした厨房設備の有無・仕様についての提案）を妨げるものではありません。	
117	要求水準書		別紙1		現況地盤レベルについて	現況地盤レベルの詳細をご教授願います。 また現況地盤レベルと仕上地盤レベルは同じと考えてよろしいでしょうか。	高低差に関する開示できる資料はありません。 なお、応募者の責任において、適宜、敷地内に入り、必要な測量等して頂いて構いません。 この場合、事前に市へ連絡の上、周囲への迷惑とならないよう配慮してください。 また、造成後の地盤レベルは、洪水を考慮し、基本設計上は50cm程度嵩上げすることを想定しています。 ただし、地下水、災害対策、車両の乗り入れ、排水設計等を総合的に考慮し、機能が向上するようであれば、提案を妨げるものではありません。	
118	要求水準書		別紙1		2.1.2 建築概要	防災区画を防煙区画に読み替えます。	修正したものを公表します。	
119	要求水準書		別紙1		4 建物配置計画	別棟増築の可能性（10㎡以上の建築物）はありますか？ （将来外壁延焼ラインが発生する可能性があるか？）	可能性はありません。	
120	要求水準書		別紙1		4 建物配置計画 17-2 厨房設備機器リスト	17-2 厨房設備機器リストにE17 ガス回転釜（災害時兼用）の備考欄に、13A⇔LP切り替えとありますが、プロパンポンベ置場が見当たりません。プロパンポンベ置場は、直近の外部に計画して宜しいでしょうか。	提案に委ねます。	
121	要求水準書		別紙1		10 建物断面計画	一宮市ハザードマップによりますと、当該地区は大雨や洪水のとき50cm未満の浸水があるとされます。 設計に考慮する必要がありますか？	要求水準書別紙1「基本設計書」の「10 建物断面計画」を御参照下さい。	

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
122	要求水準書		別紙1			16 1階平面図 厨房機器配置図	アレルギー対応調理室内に、煮炊き調理室側にパススルーカウンター、和え物室側にパススルー冷蔵庫がありますが、アレルギー対応食はアレルギー対応食調理室内ですべて調理するわけではなく、他の調理室で途中まで調理したものを取り分けることを想定していますでしょうか。	御理解のとおりです。
123	要求水準書		別紙1			17 厨房設備機器リスト	型式や備考の中にメーカー独自の仕様についての記載がありますが、メーカーが限定されてしまうため調理能力を満たせば良いと考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
124	要求水準書		別紙1			17 厨房設備機器リスト	17厨房設備機器リストに記載の、それぞれの厨房機器の仕様について、どこまでの寸法・設備容量・能力の差が「提案内容に関する事前照会書」の提出に当たりますか。	要求水準書P9「(3) 厨房設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的として、厨房設備の有無・仕様について提案を行うことを妨げるものではありません。従って、上述の目的のために別の厨房設備を提案するのであれば、「提案内容に関する事前照会書」の提出は不要です。
125	要求水準書		別紙1			17 厨房設備機器リスト	17厨房設備機器リストに記載のそれぞれの厨房機器について、特定のメーカーの型式が記載されています。同等品の可否についても「提案内容に関する事前照会書」において厨房機器の単品図の提出が必要でしょうか。ご教授ください。	要求水準書P9「(3) 厨房設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的として、厨房設備の有無・仕様について提案を行うことを妨げるものではありません。従って、上述の目的のために別の厨房設備を提案するのであれば、「提案内容に関する事前照会書」の提出は不要です。
126	要求水準書		別紙1			17-2 厨房設備機器リスト	17-2 厨房設備機器リストの「F3.移動式サイの目切機置台」と「F4.サイの目切機」が2台と記載がありますが、15 厨房設備計画の算定表では1台と記載があります、1台が正と考えて宜しいでしょうか。	いずれの資料も記載に誤りはありません。調理能力としては1台で対応可能ですが、他に代替できない機器については機器トラブル時に作業遅延が発生してしまうため、2台を調達しておくことが必要と考えています。
127	要求水準書		別紙1			17-2 厨房設備機器リスト	F4サイの目切機が2台ありますが、どのような献立での使用を想定していますか。	サラダ、スープ、タレなど様々な献立での使用を想定しています。
128	要求水準書		別紙1			17-2 厨房設備機器リスト	17-2 厨房設備機器リストの「J13.電気式カートイン食缶消毒保管庫」はアレルギー対応調理室と煮炊き調理室でパススルーとなっていますが、運営工程を考慮して片面とすることも可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
129	要求水準書		別紙1			19.2 幹線設備	停電補償がコージェネ設備で対応できない場合は発電機の設置を検討して宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
130	要求水準書		別紙1			19.12 監視カメラ設備	カメラ設置個所について記載箇所を含む追加設置は問題ないと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
131	要求水準書		別紙1			19.14 電気錠設備	電気錠の開錠方法についてテンキー式の記載がありますが他の方法でも宜しいでしょうか。	場内での鍵の紛失及び異物混入の防止や、定期的な施錠方法更新（少なくとも1年以上同じ鍵を使わない）の必要性から、テンキー式を想定しておりましたが、それらの条件を満たせるのであれば、別の方法でも構いません。なお、非常時にはホスト側から即座に施錠を解除できるものとして下さい。
132	要求水準書		別紙1			20.1 空調調和機器設備 20.16 コージェネレーション設備	2階会議室、テストキッチンの空調機はGHPとされていますが、コージェネレーション設備からの電源供給は不要でしょうか。	御理解のとおりです。 別紙1の「20.1 空調調和機器設備」を修正したものを公表します。 なお、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答340番のとおり、空調の熱源については御提案が可能です。
133	要求水準書		別紙1			20.8 給水設備	調理能力などから判断して給水につきまして、1500 L/min 0.5Mpaが必要になるとは思いますが、問題ありませんでしょうか。	一定程度の余裕を持って調理できる前提で計画して頂きたく、「10,000食の供給能力」と規定していますが、提供食数としては要求水準書別紙7に示す食数を想定しております。 給水設備は、8,500食を前提として整備して下さい。
134	要求水準書		別紙1			20.11 排水通気設備	汚水、雑排水は屋内分流とありますが、市の規定で定められているのでしょうか。	定められていません。
135	要求水準書		別紙1			20.12 消火設備	所轄の消防署協議によって定められる屋内消火栓等への電源供給や非常用発電機設置有無について、基本設計時における確認事項として所轄消防署との協議内容をご教示いただけませんか。	別紙2に追加します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
136	要求水準書		別紙1			20.16 コージェネレーション設備	<p>コージェネレーション設備の発電出力は、指定された対象に停電時電源供給できる能力を持つものが必要とし、参考仕様の機器で発電能力が不足する場合は、停電時に必要な発電能力を満たす機器を見込めば宜しいでしょうか。</p> <p>また、停電時電源供給範囲の縮小は可能でしょうか。</p>	<p>前段について、市は、基本設計において、コージェネレーション設備も含めて8,500食を前提に計画しており、本事業においても、要求水準書別紙7に示すとおり、8,500食と同程度の提供食数を想定しております。従って、御質問のような「発電能力が不足する場合」があるとは考えておりませんが、それでも、応募者が、発電能力が不足する場合を想定し、それに対応するコージェネレーション設備を提案するのであれば、要求水準書P9「(4)設備計画」に規定するとおり、その提案が、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的としたものである場合に限り、市はそれを妨げません。</p> <p>後段については、不可です。</p>
137	要求水準書		別紙1			20.16 コージェネレーション設備	<p>コージェネレーションから防災機器への電源供給を計画されておられますが、屋内消火栓も含まれておられますでしょうか。</p>	<p>屋内消火栓は含まれていません。</p> <p>受変電設備を非常電源専用受変電設備として下さい。</p>
138	要求水準書		別紙2			立面図	<p>本体棟外部に煙突（ボイラー室）のようなものが見受けられますが、詳細等検討されておりましたらご教授ください。</p>	<p>本体建物1階ボイラー室のボイラー排気のための煙突を示します。</p>
139	要求水準書		別紙2			2階平面図、各室諸元表・仕上表	<p>仕上表の2階男子更衣室及び2階女子更衣室の備考欄にユニットシャワーとありますが、2階平面図では男子休憩室付近の1箇所しかなく差異があります。2階平面図を正と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>2階平面図が正です。</p> <p>各室諸元表・仕上表を修正したものを公表します。</p>
140	要求水準書		別紙2			2階平面図、各室諸元表・仕上表	<p>仕上表備考に各更衣室にユニットシャワーを見込む記載がありますが、2階平面図にユニットシャワーは1か所しか見受けられませんでした。ユニットシャワーについては、2か所見込み今後図面の変更を行う理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>139番の回答を御参照下さい。</p>
141	要求水準書		別紙2			各室諸元表・仕上表	<p>1階ボイラー室の空調欄に“○”が記載されていますが、ボイラー室は空調不要で、1行下の残業処理室に空調が必要ではないでしょうか。</p>	<p>いずれも空調不要とします。</p> <p>修正したものを公表します。</p> <p>なお、空調に限らず、最適な環境構築のための御提案は妨げません。</p>
142	要求水準書		別紙2			各室諸元表・仕上表	<p>2階リネン庫の空調欄に“○”が記載されていますが、空調不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>必要です。</p> <p>原案どおりとします。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
143	要求水準書		別紙8			配送・回収先一覧	各学校の給食開始・終了時間の記載がありませんでしたのでご教示願います。	6月22日に市ウェブサイトで公表しました。
144	要求水準書		別紙8			配送・回収先一覧	「令和6年度には、小学校3～6年生も35人学級となることを想定し、事業を実施すること」とありますが、学級数が増える事によって必要となる諸費用（食缶・コンテナ・その他備品の調達費用等）につきましては、募集要項18頁にて、「提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要がある生じた場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び事業者は、サービス対価C-2の見直しについて協議を行うものとする」とあることから、提案時点においては本別紙8にてお示し頂いた各校学級数分を対象に提案額を積算するとの理解で宜しいでしょうか。	令和6年度には小学校3～6年生も35人学級となることを想定し、事業を実施することを、要求水準として規定していますので、それを前提とした提案価格として下さい。
145	要求水準書		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	記載されています工程（部屋名・食材動線）と基本設計のプラン図（諸室の配置・食材動線）の整合性が取れていない部分があります。この工程は参考と考えて詳細の工程については事業者決定後に協議と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
146	要求水準書		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	別紙10の工程は参考レベルと捉え、実際の調理工程は協議の上決定するという解釈でよろしいですか？	御理解のとおりです。
147	要求水準書		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	果物類の工程「切裁（上処理）」ではどのような作業を想定されていますか。	十文字の切り込みを入れる作業をF5の手切り作業台で行い、和え物室でクラス分けを行う想定です。
148	要求水準書		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	野菜類の豆腐の工程で「冷蔵庫（野菜）」とありますが「豆腐練物・乳製品冷蔵庫」ではありませんか。	御指摘のとおりです。 修正したものを公表します。
149	要求水準書		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	肉魚類に液卵と卵がありますが、どのような理由で使い分けをされますか。	汁もの（10～30g/人）では割卵、その他の煮ものや炒め物などについては液卵の使用を想定しています。
150	要求水準書		別紙13			コンテナ室のエレベーターの仕様	表内の「貨物用エレベーター」は平面図等にて確認できませんが、こちらは誤表記でしょうか。	本別紙は、コンテナ室のエレベーターの仕様を示すものです。 共同調理場のエレベーターを示すものではありません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
151	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	価格点は、満点20点となっています。2者以上の応募がある場合、自動的に12点差（第1位：20点、最下位：8点）が設定されることとございますが、2者の価格差の大小に関わらず12点差になるのでしょうか。価格差が僅差の場合（例えば予定価格の1%未満の差）は、価格点の差も同等の僅差になるような得点化方法にして頂けないでしょうか。	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。
152	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	記載されている提案価格の得点化方法ですと、最高提案価格と最低提案価格の差が10万円でも価格点で12点の差が付いてしまい、当該点差を内容点で覆すのは困難であり、合理的でないと感じます。また、価格競争となり、要求水準以上の提案内容を提案することが難しくなり、提案内容の質に影響が生じますので、得点化方法を見直していただけないでしょうか。	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。
153	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	記載の通り最低提案価格と最高提案価格は12点差が生じるわけですが、応募者が2者の場合、最低提案価格と最高提案価格の差が仮に10万円でも12点の差がつくというのは、食の安全・安心に関わる事業者の選定方法として、合理的な計算方法では無いと考えております。提案価格の得点化方法についてはご再考をお願い致します。	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。
154	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	記載の価格点採点方法では、仮に内容点での最高得点者が価格点で最低得点、内容点での最低得点者が価格点で最高得点になった場合、その差額が微小な場合でも1位と最下位で12点の差が付きます。総合評価点100満点のうち価格点で12%も自動的に差が付く事は、価格点重視と思われかねません。評価方法をご再考いただきますようお願い致します。	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。
155	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	記載の得点化方法によると価格点による点数差が大きく、また少額の価格差でも大きな点数差になってしまう可能性があります。価格差を元にした計算ではなく、「最低提案価格÷当該提案価格×20点」など、提案価格全体に対する割合による得点化方法となりませんか？	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
156	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	「(※) 2 者以上の応募があった場合、価格点の第1 位と最下位では自動的に12 点差（第1 位：20 点、最下位：8 点）が設定されることとなる。」とありますが、仮に2者の応募だった場合、僅かな金額の差でも12点差がつく得点化方法となっております。価格の差額で点数化される算定式としていただきますようお願いいたします。	御意見をふまえ、提案価格の得点化方法を変更した修正版を公表します。
157	事業者選定基準	7	第4章	2	(5)	提案価格の得点化方法	提案価格の得点化方法について、今回このような計算方法を採用した一宮市様のお考えをご教示ください。	事業者選定基準に記載している内容が全てであり、別途、事業者の公募・選定に関して市から考えなどを示すことは致しません。
158	事業者選定基準	7	第4章	2	(6)	総合評価点の算定	総合評価点(満点100点=内容点(満点80点)+価格点(満点20))とありますが、審査員5名のうち1名の持ち点が100点で5名で合計500点満点での算定の認識で宜しいでしょうか。	委員会として100点満点で総合評価点を算出します。
159	事業者選定基準	9	別紙	1	5	地域経済・地域社会への配慮や貢献	評価の視点について、「市内」と「地域」を使い分けて表現しているように読み取れますが、それぞれが示す地理的範囲はどちらになりますか。	「市内」については一宮市内を指します。 「地域」については一宮市を中心としたエリアを指し、必ずしも一宮市内のみに限る範囲ではないと想定しています。
160	事業者選定基準	12	別紙	5	6	その他市の施策推進に対する支援	3 ポツ目にて、市の都合（感染症等への対応含む）による給食中止に対する対応策の提案を求められていますが、どのような内容・レベルの提案まで事業者が期待しているのかが不明です。サービス対価の取り扱いも含めた提案を求めているのか、実務的な連絡方法や対応体制などを求めているのか、例示をお示しいただけないでしょうか。	サービス内容・レベルの設定を含めて、事業者の提案に委ねます。
161	様式集	1	-	-	-	参加表明書及び参加資格確認申請書類	「提出部数」について3部と記載されておりますが、正本1部・副本2部との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。参加資格確認申請時の提出部数については、添付資料を含め正本1部、副本2部とします。 様式集を修正します。
162	様式集	2				5-5 リスク管理・対応	枚数制限は2枚となっており、本様式に「保険引受意向表明書」「リスク分析表（リスク分担表）」「事業評価書」などの関連資料の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集で明示的に認められている添付資料以外の提出は不可とします。 もし明示的に認められていない書類が提出された場合は、当該資料について審査対象としないことを前提とします。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
163	様式集	2				5-7 地域経済・地域社会への配慮や貢献	様式番号5-7について、本様式の他に市内業者から受領した関心表明書を添付・提出もしてよろしいでしょうか。	補足資料の添付については、番号162の回答をご参照ください。
164	様式集	3				6-3 調理設備・備品計画	様式6-3 調理設備・備品計画の記載内容に、「想定献立・2時間喫食等の考慮」とありますが、想定献立にあたるのは別紙9：献立及び使用食材一覧(現状)にある4種類の献立で宜しいでしょうか。	「想定献立」については「様式集資料 新センター 予定献立表」を参照するものとし、様式集を修正します。 ただし、要求水準書別紙9に記載される献立内容に十分対応できる調理設備・備品計画となることを前提とします。
165	様式集	3				6-4 施設、設備のメンテナンス性	ライフサイクルコストの縮減方法について記載することになっていますが、様式9-4でも、ライフサイクルコストに関する提案を行うことになっています。両者の書き分けのイメージを教えてください。	様式6-4は計画・設計面からみた縮減方法、様式9-4はライフサイクルコストに配慮した保全・修繕計画（維持管理業務面）という観点でご提案ください。
166	様式集	3				7-10 調理設備リスト	様式は任意となっていますが、最低限記載すべき内容としては「品番」「品名」「型式」「台数」「寸法」「機器使用についての備考」と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
167	様式集	3				7-11 各種備品リスト	このリストに記載すべき備品とは要求水準書P10～P12記載の「食器」「食缶」「配膳器具」「事務エリアの什器備品」「一般エリアの什器備品」「調理エリアの1献立を提供するにあたり必要と思われる物（ザルやボール、ホテルパン等）」と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
168	様式集	4				9-4 ライフサイクルコストに配慮した保全・修繕計画	ライフサイクルコストの縮減に関する提案様式かと思いますが、「省エネの工夫」についても記載するのでしょうか。環境配慮については、様式5-8で記載することで統一していただけますでしょうか。	環境負荷低減に関する提案全般に関しては様式5-8に記載ください。 ライフサイクルコストの縮減上、省エネの工夫が必要と考える場合、様式9-4に提案として記載いただくことは差し支えありません。
169	様式集	5				10-3 調理方針・調理技術	具体的な作業工程及び動線計画を確認頂くことは、運営業務において重要と考えます。様式番号10-3の補足資料として、「様式集資料 予定献立表」にて開示された各予定献立に対する、「作業工程表」及び「作業動線図」を、それぞれA3横サイズにて提出することをお認め下さい。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
170	様式集	6				1 一般事項	「添付書類について、指定以外のものは提出しないでください。」と記載がありますが、提案内容の確実性を示すために地域の団体・企業様から受領した「関心表明書」を提案書に添付している事例がございます。このような、提案内容を裏付ける書類については、添付を許可頂けないでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
171	様式集	6				1 一般事項	「添付資料については、指定以外のものは提出しないでください。」とありますが、事業提案書の中で応募グループの「内部協定書」、市内企業等からの「関心表明書」等を添付することは認められますでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
172	様式集	6				1 一般事項	提案書の内容を補足説明するため「融資確約書」や「関心表明書」といった、添付資料の提出が可能でしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
173	様式集	6				1 一般事項	提案内容を補足する資料を参考として添付することは認めていただけますでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
174	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	提案書式全般の質疑です。枚数制限が記載されておりますが、提案書と説明資料を含めての制限でしょうか？もしくは提案書の枚数制限で説明資料には制限が無いと解釈してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	枚数制限は提案書の上限枚数を記載しています。補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
175	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	提案書には、構成員・協会の参加企業名や金融機関、その他企業名を記載してもよろしいでしょうか。記載してもよい場合は、正本と副本は同じ内容の提出で問題ございませんでしょうか。また、記載をしない場合は、正本の最初に企業名対応一覧を付け、その他は副本と同じ内容の提出で問題ございませんでしょうか。	記載してください。
176	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	事業提案書等には、構成員や協会の具体的な企業名を記載してよろしいでしょうか。	記載してください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
177	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	構成員又は協力会社（例えば下請企業や金融機関、保険会社など）を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	記載してください。
178	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	「事業提案書等の提出書類」は正本、副本とも、応募者の構成企業及び協力企業の企業名を特定又は推測できる表記およびロゴ等の表示はせず「代表企業」「構成企業A」「協力企業B」等と表記するとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、応募者の企業名と提案書内での呼称対応表を任意書式で作成して正本にのみ添付してもよろしいでしょうか。	記載してください。
179	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	事業提案書等の提出部数は「正本1部」「副本13部」とありますが、提出書類一覧（P.1）の提出部数に「3部」と記載された書類については、「正本」「副本」の区別はない（押印書類は各3通作成する）との理解でよろしいでしょうか。	事業提案書等のうち、提出部数が3部とされる書類については、添付資料を含め正本1部、副本2部とします。 様式集を修正します。
180	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	事業提案書等の提出部数は「正本1部」「副本13部」とありますが、「正本」と「副本」の記載内容について、特に異なる点はないとの理解でよろしいでしょうか。	副本については原本の写し等により構成されるものとし、原本等がない場合は正本と同じ構成とします。 様式集を修正します。
181	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	・説明図表等の適宜使用で「規定の枚数」とは、1項～2項の提出書類一覧に記載されている「枚数制限」と読み替えて宜しいでしょうか？ご教示下さい。	ご理解の通りです。 174番の回答も合わせてご参照ください。
182	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	提案書類の様式番号ごとにインデックスを付すこととされていますが、すべての様式ごとではなく、「事業実施に関する提案書」「設計・建設に関する提案書」・・・「運営に関する提案書」ごとのインデックスとしていただけないでしょうか。（インデックスを付す作業量が非常に膨大となるため）	お示しのような方法で構いません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
183	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	「様式番号毎にインデックス」とありますが、全ての様式番号ではなく、「事業実施に関する提案書」「設計・建設に関する提案書」「施設計画提案書(図面集)」「開業準備に関する提案書」「維持管理に関する提案書」「運営に関する提案書」毎にインデックス(合計6枚)を付ける方法を認めていただけないでしょうか。	お示しのような方法で構いません。
184	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	「様式番号毎にインデックス」とありますが、表紙を含めて全ての様式番号(様式5-1~10-7)にインデックス(合計42枚)を付ける必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	183番の回答を御参照下さい。
185	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	「インデックス」は、様式にシールタイプのを直接貼付するのではなく、様式間にインデックスシートを差し込む方法でもよろしいでしょうか。	お示しのような方法で構いません。
186	様式集	6				2 作成上の共通留意事項	「両面印刷は行わないでください。」とありますが、参加表明書類で実績を有することを証する書類は数十ページになるため、片面印刷ですとファイルに収まりきりません。実績を有することを証する書類につきましては両面印刷も可としていただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、添付資料については両面印刷を可とします。 様式集を修正します。
187	様式集	7				2 作成上の共通留意事項	「綴じ方」について「A4バインダーファイル」の指定がございますが、A4パイプ式ファイル(2穴)での提出は可能との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
188	様式集	7				2 作成上の共通留意事項	「A4バインダーファイル」とありますが、2穴リングファイルは使用可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
189	様式集	7				2 作成上の共通留意事項	図面集については、A3バインダーファイルに別綴じとさせていただきますことは可能でしょうか。	別綴じも認めます。
190	様式集	7				4 電子データの提出について	電子データの提出は「正」のデータを格納すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
191	様式集	7				4 電子データの提出について	参加表明書類の電子データを2部提出とありますが、正本のすべてのデータをPDFに結合したものをご提出すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
192	様式集	7				4 電子データの提出について	「各様式・添付資料をすべてPDF形式で保存」とありますが、事業提案書に添付が認められる資料名を具体的に例示していただけないでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
193	様式集	11				様式2-3 委任状	代表企業は本様式の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
194	様式集	11				様式2-3 委任状	備考欄に、「応募者の構成企業ごとに提出」とありますが、「協力企業」の提出は不要ということでしょうか。	協力会社分の提出も必須とします。 なお、「協力企業」は「協力会社」と表記し、書類内の表現を統一します。 いずれも様式集を修正します。
195	様式集	11				様式2-3 委任状	当該様式の委任状は、コンソーシアム各社から代表企業への権限委任の様式かと思いますが、代表企業の代表者から代理人への「復代理人の委任状」は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
196	様式集	11				様式2-3 委任状	応募者の構成企業について、代表者名は会社の代表取締役名でよろしいでしょうか。 それとも一宮市様の入札参加資格者名簿に登録している代表者名（支店長名・営業所長名など）となりますでしょうか。	後者の通り、一宮市の入札参加資格者名簿に登録している代表者名とします。
197	様式集	11				様式2-3 委任状	「構成企業」という用語がでてきますが、「構成員」の誤植でしょうか。以降の様式も同様です。	ご理解の通りです。書類内の表現を「構成員」に修正・統一します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
198	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	参加資格申請書兼誓約書の「役割欄」の記載方法で、※印にて「※役割欄には、代表企業、構成企業、出資企業、協力企業の区別及び設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業、連絡調整企業の区別を丸印で記載してください。」との記述があります。 「丸印」で役割がわかるようにとのことですが、「設計、建設、工事監理、維持管理、運営」以外の業務かわる場合は、その他企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。役割欄の名称について、ご意見を踏まえて※印の内容を修正します。
199	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	参加グループの構成企業及び協力企業について、一宮市様の入札参加資格者名簿申請で支店や営業所を登録した場合は、支店や営業所を記載すればよろしいでしょうか。それとも本店を記載するのでしょうか。	前者の通り、一宮市の入札参加資格者名簿に登録している名称とします。
200	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	様式2-3において、代表企業へ参加資格申請についての一切の件を委任しているため、参加資格申請書兼誓約書への各社の押印は省いて頂けないでしょうか。	様式2-4は各社からの誓約書としての役割もあるため、押印を必須とします。
201	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	本様式に記載されている「構成企業」「協力企業」は、「構成員」「協力会社」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	194番及び197番の回答をご参照ください。
202	様式集	13				様式2-5	本様式に記載されている「構成企業」「協力企業」は、「構成員」「協力会社」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	194番及び197番の回答をご参照ください。
203	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	記載欄に「構成企業」及び「協力企業」とありますが、こちらは「構成員」及び「協力会社」の誤りであることを確認させて下さい。	194番及び197番の回答をご参照ください。
204	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	「協力会社」の定義として、（特別目的会社に出資せず、業務を直接受託する者）と募集要項に記載がありますが、本頁より「協力企業」と記載されている頁がいくつかみられますので、文言の統一をお願いいたします。	194番及び197番の回答をご参照ください。
205	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	備考欄に、「出資企業」「連絡調整企業」と記載がありますが、誤植でしょうか。	様式集を修正します。198番の回答も合わせてご参照ください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
206	様式集	12				様式2-4 参加資格申請書兼誓約書	脚注に記載されている「施工企業」「連絡調整企業」は誤記との理解でよろしいでしょうか。	様式集を修正します。198番の回答も合わせてご参照ください。
207	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	添付資料内の「決算報告書又は財務諸表」について、直近3期分とありますが、参加申請提出日時点において、直近1期の決算日が令和3年3月31日の企業は、令和3年3月31日時点の決算報告書又は財務諸表の提出との理解でよろしいでしょうか。 また、決算日が令和3年4月1日～令和3年8月31日までの企業は、前年の令和2年4月1日～令和2年8月31日の決算報告書又は財務諸表の提出でよろしいでしょうか。	前者について、ご理解の通りです。後者については、決算日を令和3年4月1日～令和3年8月31日とする決算報告書又は財務諸表を参加資格確認申請時点で提出できない場合に限り、前年の令和2年4月1日～令和2年8月31日の決算報告書又は財務諸表の提出を認めます。
208	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	3～5の添付書類に※正本に原本を、副本に原本の写しを添付とありますが、正と副の部数をご教示下さい。	161番の回答をご参照ください。
209	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	法人市民税の納税証明書ですが、「納税証明書 その3の3 法人税と消費税及地方消費税」でよろしいでしょうか。 「その3の3」でない場合は、納税証明書の種類をご提示ください。	ご理解の通りです。なお、法人市民税の納税証明書については、一宮市入札参加資格者名簿に登録されている所在地での納税証明書を提出してください。
210	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「法人市民税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」については、その3の3を提出すればよろしいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
211	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	法人市民税の納税証明書について、例として、本社所在地：東京都、入札参加資格者名簿に登録されている所在地：名古屋市の場合、入札参加資格者名簿に登録されている所在地（名古屋市）の納税証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
212	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「3.法人市民税の納税証明書」は、応募する各企業の事業所所在地がある地域の納税証明書を提出するという理解で宜しいでしょうか。またその際、所在地が東京都である場合には、「法人住民税」の納税証明書を提出すれば宜しいでしょうか。	前者について、209番の回答をご参照ください。後者について、ご理解の通りです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
213	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	法人市民税の納税証明書は、参加資格申請を行う事業所の所在地における証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
214	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	添付書類3 法人市民税の納税証明書は、参加申請をする事業所（支店）で納付した証明書を提出する。と解釈してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	209番の回答をご参照ください。
215	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「法人市民税の納税証明書」とありますが、貴市に本社・支店等がない構成員・協力会社は、各社が納税している市民税の納税証明書を添付するとの理解でよろしいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
216	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	法人市民税に関しては、参加申請する所在地における市民税に係る証明書を提出するという理解で宜しいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
217	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	法人市民税の納税証明書について、県税の納税証明書は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
218	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	消費税及び地方消費税の納税証明書は、納税証明書（その3の3）を指しているという認識でよろしいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
219	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「4.消費税及び地方消費税の納税証明書」は、国税に関する納税証明（その1）を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	209番の回答をご参照ください。
220	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	消費税及び地方消費税の納税証明書ですが、「納税証明書 その3の3 法人税と消費税及地方消費税」でよろしいでしょうか。 「その3の3」でない場合は、納税証明書の種類をご提示ください。	209番の回答をご参照ください。
221	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」については、あいち電子調達共同システムにおける令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿等の、登録が確認できる画面の出力データを提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。登録結果が鮮明に読み取れる書類を提出してください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
222	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設の施工実績（元請けとして完成・引渡しが完了した実績）を有することを証する書類」とありますが、CORINSの写しでよろしいでしょうか。また、図面なども併せて提出する必要はございますでしょうか。	CORINSの写しで可とします。ただし、「公共施設の施工実績」であることが明示的に読み取れない場合は、図面などの参考資料も提出してください。
223	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	「特定建設業の許可を受けたものであることを証する書類」について、通知書の写しでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
224	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	7建設企業の参加要件に関する書類で、「令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類を提出すること」とありますが、「あいち電子調達共同システム－入札情報サービス－入札参加資格者」で表示される入札参加資格者名簿を出力し提出する。と解釈してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	番号221の回答をご参照ください。
225	様式集	14				様式2-6 添付資料提出確認書	7建設企業の参加要件に関する書類に関して、「公共工事の施工実績を有することを証する書類を提出すること。」とありますが、JACIC発行のCOLINS竣工登録工事カルテのみの提出でよろしいでしょうか？ご教示願います。	番号222の回答をご参照ください。
226	様式集	16 ～ 19				様式2-7 設計企業に係る申請書 ～ 様式2-10 運営企業に係る申請書	SPC管理業務を受託するその他企業は様式2-7～様式2-10のような申請書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。必要な場合は、どの申請書を使用すべきかご教示ください。	ご理解の通りです。
227	様式集	16 ～ 19				様式2-7 設計企業に係る申請書 ～ 様式2-10 運営企業に係る申請書	「区分」欄の「構成企業」「協力企業」は、「構成員」「協力会社」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	番号194及び197の回答をご参照ください。
228	様式集	22				様式2-13 提案内容に関する事前照会書	提出者名が〔応募者の代表企業〕となっていますが、代表企業だけでなく参加資格審査を通過した構成企業あるいは協力企業が個別に事前照会をかけることは可能でしょうか。	不可とします。代表企業を通じ、応募者（グループ）単位で照会してください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
229	様式集					様式4-3 提案価格内訳書	提案価格内訳書において、「現在価値換算」を記載する欄がありますが、価格内訳として、こちらは必要でしょうか。	記載して下さい。
230	様式集					様式5-3-1 資金調達・収支計画等の前提	「設計・建設費」において「事前調査業務費」の項目がありませんが、「その他費用」に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
231	様式集					様式5-3-1 資金調達・収支計画等の前提	基準金利の根拠となるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース15年物については、本年中に予定されているLIBORの廃止による代替金利が確定次第に読み替えの措置などを取るとの理解でよろしいでしょうか。	52番の回答をご参照ください。
232	様式集					様式5-3-2 資金調達計画書	欄外に「融資機関名は可能な範囲で具体名を記入する」とありますが、「作成要領等」の「1 一般事項」には「添付書類については、指定以外のものは提出しない」とあります。融資機関からの融資の確実性を示す確約書などを添付してもよろしいでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
233	様式集					様式5-4-1 事業収支計画書（損益計算書・消費税計算書）	備考4で、サービス購入料A-2相当分収入、設計・建設業務原価以外の収益・費用は、「SPCがそれぞれの項目に係るサービスの提供を行った年度やSPCがそれぞれのサービスの提供を受けた等の年度に計上」とありますが、開業費などの繰延資産については一定期間に償却するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
234	様式集					様式5-4-1 事業収支計画書（損益計算書・消費税計算書）	サービス購入料A-2、設計・建設業務原価については支払期限到来基準により計上することとなっていますが、事業仮契約第15条に基づいてSPCが提出する計算書類については、税理士又は公認会計士の判断により別基準により計上すること、となった場合はかかる専門家の判断に従って支払期限到来基準以外の基準で作成・提出する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
235	様式集					様式5-4-1 事業収支計画書（損益計算書・消費税計算書）	サービス購入料〇〇となっていますが、事業契約及び様式4-3ではサービス対価〇〇となっているため、用語の統一をお願いします。様式5-4-2についても同様です。	様式集を修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
236	様式集					様式5-4-2 事業収支計画書（資金収支計算）	備考8で、「配当金については、各年度中に資金支出が行われる額を記入する」とありますが、事業期間中の配当を留保する場合は清算配当としてまとめて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
237	様式集					様式5-4-2 事業収支計画書（資金収支計算）	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない（元利金は優先ローン借入のみとして算定）場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	DSCRの計算に関して、様式5-4-2内の「◆評価指標の算定方法」に記載の通り、元利金は優先ローン借入のみを対象とします。ただし、劣後ローン借入について、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算に最終的に含めることとなった場合はこの限りではありません。
238	様式集					様式5-4-2 事業収支計画書（資金収支計算）	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	様式集5-4-2内の「◆評価指標の算定方法」に記載のあるDSCRの算出方法どおり算出し、ご質問にある各口座への振替ベースで算定されるDSCRは前述のDSCRの直下に行を追加し、最低値（min）と平均値（ave）を併記してください。
239	様式集					様式5-4-3① 設計・建設費計画書	備考に「積算根拠については、別紙内訳書により提出」とありますが、様式5-4-3①の「積算根拠」欄に記載しきれない場合に「別紙内訳書」を提出する（「別紙内訳書」の提出は必須ではない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
240	様式集					様式5-4-3⑥ 開業準備費・運営費計画書	開業準備費として、維持管理に関する開業準備費もあるかと思いますが、まとめて当該様式に記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。必要に応じ行項目を追加し、又は変更することは可とします。
241	様式集					様式5-4-4 サービス対価の支払予定表（年度別）	サービス対価A-2（割賦払い）については、各年度毎に算出した消費税相当額の合計と、サービス対価A-2合計額に対する消費税額相当額には差額が生じるものと思料します。その差額は、事業契約書（案）別紙10に基づき、初年度支払額で調整するとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る対価（サービス対価A-2）への消費税については、番号48の回答をご参照ください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
242	様式集					様式5-4-4 サービス対価の支払予定表（年度別）	表として令和23年度まで欄がありますが、事業期間は令和21年度までかと思えます。また、各年度の食数について、募集要項p9で示された提供食数（提案時の前提条件）と数値が異なるようですが、誤植でしょうか。	前者について、サービス対価の支払いは令和22年度第1四半期まで発生するため、記入欄は令和22年度までとします。各年度の食数について、募集要項は各年度に提供した食数、様式5-4-4は各年度の支払対象となった食数を示し、年度単位でみると差異が発生しますが、事業期間合計の食数は等しくなります。記入欄及び記載済みの食数に関して、様式集を修正します。
243	様式集					様式5-4-4 サービス対価の支払予定表（年度別）	様式5-4-4（年度別）通常食数の事業期間合計食数（24,531,884食）と様式5-4-5（四半期別）通常食数の事業期間合計食数（23,155,244食）が一致しません。様式5-4-4と5-4-5の整合性をあわせた様式を再公表願います。	様式集を修正します。通常食数の事業期間合計食数は正しくは22,854,844食となります。
244	様式集					様式5-4-5 サービス対価の支払予定表（四半期別）	事業仮契約別紙10-4 4）（ア）①より、通常食算定に際しては100食単位に料金単価を乗じること、と規定されております。このため、様式5-4-5及び5-4-4の通常食数においても、100食単位の様式を再公表願います。	提案に当たっては、1食当たりの単価と食数（1食単位）を記載することとし、様式集を修正します。なお、実際のサービス対価C-2については、事業仮契約書別紙10に定める算定式に従って支払います。
245	様式集					様式5-5 リスク管理・対応	本様式に、第三者によるリスク分析と分担などの評価資料や、提案する保険について保険会社の引受意向などの資料を貼付してもよろしいでしょうか。	補足資料の添付については、162番の回答をご参照ください。
246	様式集資料					予定献立表	予定献立表とありますが、新調理場で調理する献立は、既存の調理場の献立と異なると考えてよろしいでしょうか。	既存の献立も提供しますが、可能な範囲で異なる献立も提供する予定です。
247	様式集資料					予定献立表	個数を見ると9,000食での献立表となっていますが、要求の10,000食での作業や調理を行うものとして考えれば宜しいでしょうか。	本資料は、提案に際して、献立の内容を参考として示すものであり、調理能力や食数推計値を示すものではありません。 なお、調理能力10,000食と実際の提供食数については、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答1番を御参照下さい。
248	様式集資料	-	-	-	-	予定献立表	事業提案書様式10-3にて、より具体的なお提案をするため、予定献立に関する調理指示書等をご提示頂くことは可能でしょうか。	提示できるものではありません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
249	様式集資料					予定献立表	貴市の考えられている調理工程（手順）を提示頂けないでしょうか。	提示できるものではありません。
250	様式集資料					予定献立表	献立名の横に「小学校」と記載がありますが、小学校と中学校は同一の献立で一人当たりのグラム数も同一と言うことでしょうか。	<p>予定献立表には、一人当たりの分量として、小学校（中学年）の基準値を記載していますが、実際は、下記のとおり、換算係数を乗じて算出していきます。</p> <p>小学校（低学年；1～2年生）：換算係数0.88 小学校（中学年；3～4年生）：換算係数1 小学校（高学年；5～6年生）：換算係数1.15 中学校：換算係数1.2</p> <p>また、個付けの焼き物や揚げ物などは、小学校は50～60g、中学校は70～80gです。</p>
251	様式集資料					予定献立表	鶏卵は献立の使用量に応じて、液卵と殻付き卵を使用すると考えれば宜しいでしょうか。	149番の回答を御参照下さい。
252	様式集資料					予定献立表 No.1、No.3	No1やNo3の白米（ライスパック）の個数が合計すると、20,250個となりますが誤りでしょうか。	システム上、そのように表記されてしまっていますが、「白飯」の「60g」「70g」「80g」「100g」は、それぞれ「小学校（低学年）」「小学校（中学年）」「小学校（高学年）」「中学校」を意味し、また、No.2の「米粉パン」同様、それぞれ2,250個、合計9,000個の設定です。
253	様式集資料					予定献立表 No.2	「オレンジ 9000個 50.00」とありますが、1/4個という理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
254	基本協定書 （案）	1	第3条	第2項			定款の定めについて特に指定はございませんが、融資金融機関による質権実行の円滑性を担保するため、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項についても定款に定めてもよろしいでしょうか。	基本協定第4条第1項により、質権の実行により譲渡が行われる場合であっても、市の承諾が必要となります。そのため、会社法第107条第2項第1号ロの「一定の条件」の記載として、市の承諾を得たことを条件の一つとして記載する必要があります。
255	基本協定書 （案）	3	第5条	第1項			調理設備調達・搬入設置業務、配送・回収業務などを行う企業についても、本項に加筆されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
256	基本協定書 (案)	3	第6条	第2項		「甲は、事業契約の議決を得た後、速やかに仮契約に係る事業契約の本契約を締結」とありますが、「事業仮契約書(案)」特記条項に記載がありますとおり、事業仮契約書による議決を得た場合には、事業仮契約書が本契約となりますことから、別途、新たな契約手続きが生じるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 印紙貼付が2回必要になることはありません。	
257	基本協定書 (案)	4	第6条	第5項		「乙は、連帯して当該違約金を支払う」との記載がございますが、「帰責企業」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。	
258	基本協定書 (案)	5	第9条	第1項		「第6条第4項第1号ないし第3号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を解除するか否かにかかわらず」とございますが、事業契約が解除された場合、第9条1項の違約金が請求され、事業契約解除に伴う事業契約書(案)第61条または第62条の違約金は重複して請求されないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	
259	基本協定書 (案)	5	第9条	第1項		「乙に対し、違約金として設計・建設業務に係る対価(消費税及び地方消費税を含む合計額)の10分の1に相当する違約金」とありますが、設計・建設業務に係る対価とは、様式5-3-1の「設計・建設費」に消費税及び地方消費税を含めた金額のことでしょうか。 それとも、事業仮契約書(案)別紙10-1の「設計・建設業務に係る対価(サービス対価A-1、A-2)」のことでしょうか。	修正したものを公表します。	
260	基本協定書 (案)	5	第9条	第1項		違約金の算定式について、「設計・建設業務に係る対価(消費税及び地方消費税を含む合計額)の10分の1」とありますが、第6条5項における違約金の書きぶりと同様の内容(割合は異なるもの)と考えて宜しいでしょうか。(違約金や保証金の書きぶりについて、統一していただきたい。事業契約も同様です。)	御指摘をふまえ、修正したものを公表します。	
261	基本協定書 (案)	5	第10条			秘密保持の対象が広汎すぎるかと存じますので、「知り得た情報」ではなく、「知った情報」もしくは「開示の際に秘密である旨明示した情報」などにさせていただきたく存じます。	原案どおりとします。	

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
262	基本協定書 (案)	5	第10条				本事業の遂行にあたる協力企業は、本条における「第三者」に含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	協力会社は含まれません。
263	基本協定書 (案)	6	第12条				本協定の有効期間について、「本基本協定締結の日から事業契約の終了時までとする。」と記載がございますが、本協定の有効期間を「本協定が締結された日から事業契約の締結日」となるようご再考願います。	原案どおりとします。
264	基本協定書 (案)	6	第12条				本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約の終了時までとする。とありますが、「本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約を締結した日までとする。」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
265	基本協定書 (案)	7					部数について、2通作成とありますが、基本協定の当事者分、作成すべきではないでしょうか。	代表企業以外は写しを保管して頂く前提で、2通作成としておりますが、基本協定締結の際、市と事業者で協議の上、記名押印の会社数分、作成することも可能です。
266	事業仮契約書 (案)	表紙					公表日は「令和4年5月31日」ではなく「令和3年5月31日」の誤植でしょうか。	御理解のとおりです。
267	事業仮契約書 (案)	3	第1条	第1項	(45)	用語の定義	(43) 不可抗力について、新型コロナウイルス感染症を代表とする感染症等の拡大によるものは、一宮市様と事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由であり、不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスによるものであれば全て不可抗力となるのではなく、個別事案ごとに、当然実施すべき感染対策をやっていたかなどを考慮した上で、不可抗力か否かを判断します。
268	事業仮契約書 (案)	5	第7条	第2項	(5)	事業者の表明保証及び誓約	調理設備調達・搬入設置業務、配送・回収業務などを行う企業についても、本項に加筆されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
269	事業仮契約書 (案)	6	第9条	第1項 第2項		第三者への委託等	第三者への委託等（再委託等を含む。）は、事前に一宮市様に通知し、書面による承諾を得なければならないとのことですが、一宮市様が承諾をしない場合はどのようなケースが想定されますでしょうか。	あらかじめ承諾しないケースを想定しているものではなく、第三者への委託等には市の承諾が必要だということを明確化した規定です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
270	事業仮契約書 (案)	7	第11条			事業用地の使用	<p>事業契約締結から、土地使用貸借契約および工事開始日までの事業用地の管理責任は一宮市様にあるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また万が一、一宮市様の管理下にある期間に、提案書提出時点から事業用地の現況が変化し、追加費用等が発生する場合、一宮市様の負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、土地使用貸借契約までの事業用地の管理責任は市にあります。</p> <p>後段について、募集要項P2に規定するとおり、貸付開始時点での事業用地は、道路構造物（道路舗装や側溝等）や土留板があり、樹木伐採後の切株や根、低木や草、境界柵その他の物件等が存在する可能性があることに留意して、事業への応募を御検討下さい。</p>
271	事業仮契約書 (案)	7	第11条	第3項		事業用地の使用	<p>有益費については、利益として残存するかと存じますので、協議の上、請求することを認めて頂きたいと存じます。</p>	<p>原案どおりとします。</p>
272	事業仮契約書 (案)	8	第15条			財務書類の提出等	<p>事業者には、大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査が求められています。その意図は外部の独立監査人（公認会計士又は監査法人）による計算書類の監査を求めているものであり、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の会社と同様の法定監査を求めているものではない理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その理由としましては、以下①～③と考えております。</p> <p>①PFI事業のSPCは、大会社が想定している、不特定多数の株主及び債権者が存在する会社法上の大会社と同様の経営規模・体制になることは想定されません。</p> <p>②本要求が意味するところは、計算書類の公正・正確性を担保することを目的としているものであり、不特定多数の債権・債務者を前提とした大会社に求められる会計監査人が実施する会社法上の法定監査と、公認会計士または監査法人を独立監査人として計算書類の監査のいずれにおいても、その監査結果の担保性に違いは生じないものと理解しております。</p> <p>③SPCに大会社を想定した法定監査に対応する場合には、事業規模に不相当なコスト負担が生じます。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
273	事業仮契約書 (案)	8	第16条	第2項		事前調査	<p>事業用地の瑕疵に起因して、事業者追加費用・損害が生じた場合、合理的な範囲で貴市が負担するとありますが、当該追加費用・損害については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
274	事業仮契約書 (案)	8	第16条	第2項		事前調査	「建設業務を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、大型の地中障害物、埋蔵文化財等を含むがこれらに限定されない。）が判明した場合、これに起因して事業者に生ずる必要な追加費用及び損害の負担」を合理的な範囲で一宮市様が負担するとありますが、「合理的な範囲」とは、具体的にどの範囲でしょうか。	個別事案が発生していない中で、市が負担する「合理的な範囲」を具体的に示すことはできません。
275	事業仮契約書 (案)	8	第16条	第2項		事前調査	「建設業務を遂行することを妨げる瑕疵」に市が行う基本設計業務の瑕疵を含むとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
276	事業仮契約書 (案)	9	第17条	第2項		設計	「2 事業者は、設計業務に関する全ての責任～を負うものとする。」とありますが、該当する設計業務とは、実施設計および工事監理業務との理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「設計業務」とは、実施設計業務を指します。
277	事業仮契約書 (案)	9	第17条	第2項		設計	「事業者は、設計業務に関する全ての責任…を負うものとする」とありますが、基本設計に起因する増加費用の負担については、一宮市様の負担としていただきますようお願いいたします。	ここでいう「設計業務」とは、実施設計業務を指します。
278	事業仮契約書 (案)	9	第18条	第2項		設計の完了	提出した設計図書にかかる貴市からの確認の通知は、書面にいただける理解で宜しいでしょうか。	書面など、記録に残る形で通知することを想定しています。
279	事業仮契約書 (案)	10	第19条	第2項	(2)	設計の変更	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
280	事業仮契約書 (案)	10	第19条	第2項	(2)	設計の変更	貴市にご負担をいただく、当該設計の変更に伴い生ずる損害および費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしかったでしょうか。	御理解のとおりです。
281	事業仮契約書 (案)	10 15 23 24	第19条 第28条 第43条 第44条	第2項 第4項 第1項 第4項	(2) (2) (2)		市の責めに帰すべき事由による損害及び費用は、公平の観点から、基本的に市に全額負担して頂きたいと存じますので、「合理的な範囲」という限定を削除して頂きたいと存じます。	原案どおりとします。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
282	事業仮契約書 (案)	11	第20条	第1項		建設	第20条第1項には「事業者は、…その他市が不要と判断した物の撤去及び処分のために必要な一切の手段を、自らの責任において講じるものとする。」との記載がございます。 本件工事の施工に伴い生じる産業廃棄物ではない場合（例えば、建設予定地の地上に残置されている物など）、弊社は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における処分業者としての許可を有していませんので、①事前に建設予定地上に残置物の有無を確認し、また②一宮市様が不要と判断した物の処分を受託することができませんので、別途工事の対応となることをご認識ください。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答61番に示すとおり、撤去費用は事業者負担です。
283	事業仮契約書 (案)	12	第22条			事業者による工事監視者の設置	工事監視者について、要求水準書（案）に対する質問回答No.194において「常駐監視」を求められていますが、工事監視の内容に問題がなければ、「重点監視」でも認めていただけますようお願いいたします。	常駐監視として下さい。
284	事業仮契約書 (案)	12	第24条	第1項		建設に伴う近隣調整	「近隣調整」について、近隣住民等を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、一宮市様も協力していただけないでしょうか。	協力します。
285	事業仮契約書 (案)	12	第24条	第1項		建設に伴う近隣調整	「近隣調整」とは、具体的に、建設計画についての着工前の近隣説明を指すのでしょうか。	主として、お示しのようなものを想定しておりますが、現段階でそれに限定するものではありません。
286	事業仮契約書 (案)	13	第25条			食器食缶等及び施設備品等の調達等	備品リストに記載するのは（引渡完了時に所有権が市に移転するもので事業者の持ち込み分は含まない）という認識でよいでしょうか。	事業者が調達すべき什器備品等が揃っているかを確認することを目的としたリストですが、記載内容の詳細は、事業者との協議により定めます。
287	事業仮契約書 (案)	15	第28条	第4項	(2)	工期又は工程の変更	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
288	事業仮契約書 (案)	15	第29条	第1項	(2)	工事完工の遅延による費用等の負担	貴市にご負担をいただく、工事完工の遅延に伴い生ずる損害および費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしかったでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
289	事業仮契約書 (案)	15	第29条	第1項	(2)	工事完工の遅延による費用等の負担	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
290	事業仮契約書 (案)	16	第30条	第4項	(2)	工事の中断	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
291	事業仮契約書 (案)	18	第34条			本施設の引渡し	引渡しが完了した場合、引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。(融資金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようお願いいたします。)	できるだけ早く発行できるよう努めます。
292	事業仮契約書 (案)	18	第35条	第1項		契約不適合責任	契約不適合が、市が行う基本設計に起因する場合は市の責任及び費用負担において対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
293	事業仮契約書 (案)	19	第35条	第4項		契約不適合責任	契約不適合に伴う一宮市様の事業者に対する損害賠償請求について、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし事業者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、かかる免責事由については事業者に立証頂くことになります。
294	事業仮契約書 (案)	19	第36条	第1項		契約不適合責任期間等	建築設備の機器本体等の契約不適合責任期間について、公共工事標準請負契約約款第57条第2項のように、「・・・設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。」とさせていただきませんか。	原案どおりとします。
295	事業仮契約書 (案)	23	第43条	第1項	(2)	運営開始の遅延による費用等の負担	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
296	事業仮契約書 (案)	24	第44条			維持管理・運營業務	<p>実施方針に関する質疑回答No.119～122において、実施方針別紙1「リスク分担表No.73交通事情の悪化による運営費の増大」に対するリスク負担の質問に関して、事業契約書（案）でお示し頂けるとの事でしたが、これには事業仮契約所（案）第44条（維持管理・運營業務）2項が該当し、事業者のコントロールにて回避できない場合には、維持管理及び運営の方法を変更することにつき協議できるとの理解で宜しいでしょうか。また、その様な場合においては、モニタリング実施要領（案）13頁にて規定される「レベル3 指定時刻に配送されなかった場合」には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段について、リスク分担表No.73は、運営費ではなく運搬費の増大です。</p> <p>事業期間中、想定よりも交通事情が悪化（例えば、配送ルート上での渋滞や交通規制など）し、運搬費が増大（例えば、燃料費、人件費）することについては、事業者でリスクを折り込んで対応頂きたく、リスク分担を設定したところで。</p> <p>こうしたリスクを超え、維持管理及び運営の方法の変更が必要な場合は、お示しのとおり、事業仮契約書（案）第44条第2項の規定により、協議可能です。</p> <p>後段について、本件に限らず、モニタリング実施要領（案）P14の表下に規定の事由に該当すると市が判断すれば、「レベル3 指定時刻に配送されなかった場合」にはあたりません。</p>
297	事業仮契約書 (案)	24	第44条	第4項		維持管理・運營業務	<p>貴市が負担する追加費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
298	事業仮契約書 (案)	25	第47条	第6項		業務報告書	<p>月間報告書は提出時期が未定のため、月初10日以内の提出とさせていただきます。</p>	<p>市と事業者で協議して定めます。</p>
299	事業仮契約書 (案)	29	第57条				<p>サービス対価A-2については、設計・建設業務の対価となるため、維持管理・運營業務に係る履行状況の確認とは別扱いとし、「4月から6月分を7月に、7月から9月分を10月に、10月から12月分を1月に、1月から3月分を4月に入ってから速やかに請求するものとする（初回については、令和6年7月から9月分を同年10月に請求する）。」こととさせていただきます。</p>	<p>第57条において、サービス対価A-2はC-1及びC-2とは別に請求することを規定しました。</p>
300	事業仮契約書 (案)	30	第58条			サービス対価の減額	<p>モニタリングによるサービス対価の減額は、設計・建設業務に係る対価には及ばないと理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
301	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第1項		契約保証	<p>保証額について、「サービス対価A-1及びサービス対価A-2のうち、設計・建設に係る全ての費用の100分の10以上」と設定されていますが、これは様式5-4-3①の「事前調査関連費、設計費、工事監理費、建設費、設備・備品等調達費」の合計額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上と同義として試算することによろしいでしょうか。</p>	<p>契約保証金は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「合計」に記載の金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上に相当する金額です。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
302	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第1項		契約保証	「サービス対価A-1及びA-2のうち、設計・建設に係る全ての費用の100分の10以上に相当する契約保証金」とありますが、サービス対価A-1及びA-2のうち、設計・建設に係る全ての費用とは、サービス対価A-1及びA-2から割賦金利を差し引いた金額を指すのでしょうか。	様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「合計」に記載の金額を指します。
303	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第1項		契約保証	契約保証額については、税込みでしょうか。サービス対価A2の金利部分は除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	契約保証金は、様式5-4-3①「設計・建設費計画書」の「合計」に記載の金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上に相当する金額です。
304	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	履行保証保険の加入することにより、契約保証金を免除いただけないでしょうか。すなわち、「事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。」を追記していただけますでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
305	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	「一宮市契約規則第9条に規定する担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。」とありますが、過去に一宮市様が行われたPFI事業と同様に、履行保証保険も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
306	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	一宮市契約規則第9条に規定する担保の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる、とありますが、履行保証保険の付保による方法は認めて頂けないでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
307	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	契約保証について、履行保証保険についても適用可能との理解で宜しいでしょうか。また、その場合、保険契約者をSPCとする方法と、保険契約者を各業務受託企業として複数の履行保証保険により契約保証額以上とする方法のいずれもお認めいただけますでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
308	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	契約保証金の納付は現金あるいは一宮市契約規則第9条に規定する担保を想定しているかと思いますが、履行保証保険での対応も可能とさせていただけないでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
309	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	一宮市契約規則第8条には履行保証保険の付保による契約保証金の免除の規程があるため、SPC又は構成企業により履行保証保険を付保した場合は本事業においても契約保証金の納付は免除することをご検討ください。なお、他のPFI事業においても契約保証金の免除措置として履行保証保険の付保を認めていただいている場合が一般的です。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
310	事業仮契約書 (案)	30	第59条	第2項		契約保証	契約保証金の納付に代わる手段に、債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の貴市への寄託を加えていただけないでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えられるよう、規定を変更します。
311	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第2項		工事完工日前の契約の解除	<p>談合等にかかる違約金として、設計・建設業務に係る対価に100分の10を乗じて得た額の賠償金との定めがございますが、基本協定書の第9条においては、同様の主旨に該当した場合、構成員および協力企業に対して契約金額の100分の10に相当する額を課す定めがございます。</p> <p>基本協定書に違約金の定めがあり、談合等にかかる責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条文「前項第7号により本契約を解除した場合は…」の削除をご検討いただけませんかでしょうか。</p>	御意見をふまえ、規定を変更しました。
312	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第2項		工事完工日前の契約の解除	違約金の支払いについて一括支払いとございますが、事業者による契約保証金又はこれに代わる担保等の提供がなされている場合は、当該契約保証金又は担保が違約金の弁済にまず充当されることを確認させていただきます。	原則として、契約保証金又は担保等が提供されている場合には、違約金の弁済に充当することも可能です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
313	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第2項		工事完工日前の契約の解除	「市に対して設計・建設業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。」とありますが、設計・建設業務に係る対価とは、様式5-3-1の「設計・建設費」に消費税及び地方消費税を含めた金額のことでしょうか。 それとも、事業仮契約書（案）別紙10-1の「設計・建設業務に係る対価（サービス対価A-1、A-2）」のことでしょうか。	サービス対価A-1及びサービス対価A-2の元本相当額です。
314	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第4項		工事完工日前の契約の解除	「出来高部分」には、出来高を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
315	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第4項	(1)	工事完工日前の契約の解除	貴市よりお支払いをいただく合格部分に相応する代金の対象となる出来高部分には、貴市にご確認をいただいた設計図書も含まれる理解にてよろしかったでしょうか？	含まれません。
316	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第4項	(1)	工事完工日前の契約の解除	貴市よりお支払いをいただく合格部分に相応する代金の対象となる出来高部分には、当該出来高を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用など）も含まれる理解にてよろしかったでしょうか。	含まれません。
317	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第4項	(1)	工事完工日前の契約の解除	出来形部分については、工事費以外に、建中金利・融資組成手数料・SPC設立費用・事務経費等の出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	含まれません。
318	事業仮契約書 (案)	31	第61条	第4項	(1)	工事完工日前の契約の解除	出来高部分には、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	含まれません。
319	事業仮契約書 (案)	32	第61条	第4項	(3)	工事完工日前の契約の解除	事業契約の解除に伴い、履行保証保険に係る保険金を受領された場合には、当該保険金は事業者の違約金支払債務に充当されるべきものですので、事業者の市に対する合格部分の取得代金債権と違約金支払債務との相殺の前に、当該履行保証保険に係る保険金を違約金支払債務に充当していただける理解でよろしいでしょうか。	市に不利益がなければ、お示しのような方法で結構です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
320	事業仮契約書 (案)	32	第62条	第1項	工事完工日後の契約の解除	<p>事業者が法令等及び本関連書類に従った維持管理・運営業務を行わないことによる契約解除時の違約金が、「サービス対価A-2の償還表の残存価格」の税込みの10%と高額な金額に規定されております。一般に、維持管理・運営業務の不履行による契約解除時の違約金は当該年度のサービス対価の10%程度であり、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）公表の「契約に関するガイドライン」P.111にも目安として示されております。</p> <p>金融機関から割賦払いの残存価格の10%の資金をSPCに留保するなどの融資条件を求められ、その調達金利などのコストによる入札価格上昇に繋がる恐れがあります。当該違約金については一般的な水準として頂きますようお願いいたします。</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。	
321	事業仮契約書 (案)	33	第62条	第1項	工事完工日後の契約の解除	<p>第62条第1項(8)に別紙16とございますが、別紙15誤記という理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。 修正したものを公表します。	
322	事業仮契約書 (案)	32	第62条	第2項	工事完工日後の契約の解除	<p>事業者が支払う違約金について、サービス対価A-2の償還表の残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当となっております。</p> <p>事業者の資金調達に際しては、金融機関側から、万が一に備え、違約金相当（最大値）の積立金を求められるケースが想定されます。その際、当該資金は構成企業による劣後ローン調達や資本金の積み増しなどで対応せざるを得ず、事業終了時点までの残額の10分の1相当といった過大な金額水準の設定は、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性もございます。</p> <p>以上を踏まえ、違約金の設定水準を同種のPFI事業で多く見受けられる「維持管理・運営業務にかかる対価の年度分の10分の1相当」とするなど、変更をご検討いただけませんか。</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。	

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
323	事業仮契約書 (案)	32	第62条	第2項		工事完工日後の契約の解除	<p>談合等にかかる違約金として、設計・建設業務に係る対価に100分の10を乗じて得た額の賠償金との定めがございますが、基本協定書の第9条においては、同様の主旨に該当した場合、構成員および協力企業に対して契約金額の100分の10に相当する額を課す定めがございます。</p> <p>基本協定書に違約金の定めがあり、談合等にかかる責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条文「前項第7号により本契約を解除した場合は…」の削除をご検討いただけませんかでしょうか。</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。
324	事業仮契約書 (案)	32	第62条	第2項		工事完工日後の契約の解除	<p>『「サービス対価A-2の償還表」に定めるサービス対価A-2の償還表の残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金』との記載がございますが、同種他案件では、「維持管理・運営業務に係るサービス対価1年間分相当額（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1」が違約金としては一般的かと思っておりますので、こちらに修正いただけますでしょうか。引渡し間もない段階では、サービス対価A-2は相応の金額であり、違約金への備えとしての積立や履行保証保険への加入が困難な金額となる恐れがございます。</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。
325	事業仮契約書 (案)	32	第62条	第2項		工事完工日後の契約の解除	<p>引渡し日以降、本事業期間満了日までの事業契約解除時における違約金相当額については、同種PFI事業にて一般的に設定されている水準「事業契約解除日が属する事業年度の維持管理・運営業務に係る対価の100分の10に相当する額」にご修正いただけませんか？プロジェクトファイナンスの調達においては、金融機関からSPCに対して違約金相当分のキャッシュリザーブをお願いされるものであり、多額な違約金額を設定されますとプロジェクトファイナンスの調達が困難となりますし、入札価格の抑制も含めた事業効率の観点からも違約金は小額の方が良いと考えます。</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
326	事業仮契約書 (案)	33	第62条	第2項	違約金	<p>工事完工日後の契約の解除について、「サービス対価A-2の償還表の残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金を、市に対して支払うものとする。」とありますが、維持管理・運営業務開始当初の違約金が多額となるため、事業契約解除年度の維持管理・運営業務に係る対価（サービス対価C-1、C-2）の10分の1に相当する額に変更いただけないでしょうか。（融資金融機関は、SPCに対して違約金相当額の資金積立や履行保証保険の付保を要求するため、違約金がサービス対価A-2の残存価格に基づいて算定される場合、コスト（提案価格）増加の要因となります。）</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。	
327	事業仮契約書 (案)	33	第62条	第2項	工事完工日後の契約の解除	<p>工事完工日後に契約が解除された場合の違約金が「サービス対価A-2の償還表の残存価格（消費税及び地方消費税含む合計額）の10分の1に相当する違約金」となっておりますが、他のPFI案件では「解除対象年度（1年分）のサービス対価C（消費税及び地方消費税含む合計額）の10分の1に相当する違約金」が多く、本件も同様にさせていただけないでしょうか。</p> <p>金融機関より施設整備費に係る資金を調達する場合、金融機関から割賦債権が毀損しないよう当該違約金に対する資金手当てを求められるのが一般的ですが、その場合の資金として高額な出資金設定や劣後ローン調達することは構成企業にとって大きな負担（参加障壁）となるだけでなく、利息コストの負担も大きくなります。限られた予算の中で本事業に必要なものにコストを充てるべきであり、事業費圧縮の観点からも違約</p>	御意見をふまえ、第2項の規定を変更しました。	
328	事業仮契約書 (案)	33	第63条		市の債務不履行等による契約の解除	<p>貴市の債務不履行等を起因とした事業契約の解除に伴いSPCに発生した合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む）は、貴市にご負担をいただける理解にてよろしかったでしょうか。</p>	御理解のとおりです。	
329	事業仮契約書 (案)	34	第63条	第3項	市の債務不履行等による契約の解除	<p>「第61条第4項第1号及び第2号の規定を準用する」、とのことですが、市の債務不履行による契約解除ですので、本施設の出来高部分について、不合理に買取を拒否、あるいは買取の範囲を限定しない、との認識でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。	
330	事業仮契約書 (案)	34	第64条		市による任意解除	<p>市による一方的な中途解約を認めますと、事業者が予想外の不利益を被る可能性がございますので、当該定めは削除、もしくは「協議の上」として頂きたく存じます。</p>	180日以上前に通知を行って解除する場合においては、逸失利益の損害は認めませんが、合理的な範囲で市は事業者に対して損害を賠償することを明記させていただきました。	

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
331	事業仮契約書 (案)	37	第71条	第3項		協議及び追加費用の負担	貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
332	事業仮契約書 (案)	37	第71条			協議及び追加費用の負担	不可抗力により本施設に損害が出た場合、貴市が合理的な費用を負担するとありますが、仮に本契約書第1条(43)にて定義された事象が発生した際において、当該事象は事業者の責がないと判断された場合、復旧にかかる費用を全て貴市にてご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で負担します。
333	事業仮契約書 (案)	38	第74条			保険	保険の契約者を、各業務を請負う構成員又は協力企業としてもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
334	事業仮契約書 (案)	38	第74条			保険	開業準備期間中に付保する保険と維持管理、運営期間中に付保する保険ですが、別紙13において定められている第三者賠償責任保険については付保期間はそれぞれの期間で区切らず通してで構わないでしょうか。	提案に委ねます。
335	事業仮契約書 (案)	39	第76条			権利義務の譲渡等	貴市から事前に承諾を得た場合において、事業者は事業契約上の債権および地位を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
336	事業仮契約書 (案)	39	第77条	第1項		秘密保持・個人情報保護等	第1項各号に記載されている内容では、協力会社が開示対象に含まれないと思慮します。 本事業にかかる業務を事業者から受託する協力企業は、本条における「第三者」に含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	含まれません。
337	事業仮契約書 (案)	40	第79条	第1項		株主構成の変更等	貴市から事前に承諾を得た場合において、株式の全部又は一部を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
338	事業仮契約書 (案)		別紙4				建設業務を遂行することを妨げる瑕疵か否かの判定のためには、土地の引き渡し時点の状態を定義が必要と思われます。 土地使用貸借契約に、土地の引渡しの状態を一宮市様と事業者双方が確認する条項の盛り込みと、特記すべき土地の状態（残置物等）については、写真等による記録の添付をご検討ください。	市と事業者で協議し、適宜、定めます。
339	事業仮契約書 (案)		別紙4		第3条		土地使用貸借契約に基づく事業者の契約上の債権および地位についても貴市から事前に承諾を得れば、SPCに融資を行うこととなる金融機関のために担保提供が可能という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
340	事業仮契約書 (案)		別紙4				原文…本契約書2通を作成し、当事者両者記名押印の上、 訂正…本契約書2通を作成し、当事者両者記名押印の上、 誤字のご訂正をよろしく願いたします。	修正します。
341	事業仮契約書 (案)		別紙 10-1	1	(2)	設計・建設業務に係る対価（サービス対価A-1、A-2）	サービス対価A-2にかかる消費税相当額については、施設引渡年度のサービス対価A-1の支払いに合わせて、一括でお支払いいただけますでしょうか。2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、本施設の設計・建設業務に係る対価（サービス対価A-2）は、支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦払い部分を含めた割賦元本全額が施設引渡し年度にて売上として認識されます。そのため、割賦元金全額に対して受取消費税が課税され、SPCに過大な資金負担が発生してしまいますし、現状の規定では、割賦元金には消費税が含まれないため、金利変動リスクを排除できず、金融機関等からの資金調達も困難となっています。	御意見をふまえ、募集要項別紙1におけるサービス対価Aの規定を変更しました。
342	事業仮契約		別紙 10-2	1	(2)	2) サービス対価A-1（一時払い）	「サービス対価A-1は、●,●●●,000,000円…」と表記されていますが、A-1については百万円単位ではなく、様式4-3に基づき、円単位によるもの、との理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
343	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	2) サービス対価A-1（一時払い）	「サービス対価A-1は、●,●●●,000,000円」とありますが、これは消費税等を含む金額の単位を100万円単位とすることを意図しているのでしょうか。	そのような意図はありませんでした。 修正したものを公表します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
344	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (ア) サービス対価A-2 の 算定方法	令和6年度の支払を1回のみとした場合には、これに対応する金利の計算期間(6ヶ月)が他の支払回(3ヶ月)と異なるため、元利均等での計算となりません。令和6年度の支払回数は2回とし、初回の対象期間を令和6年7月～9月分(10月に請求)とすることで元利均等となるようにしていただけますでしょうか。 ※支払方法が、計63回の元利均等方式となるようにしていただけますでしょうか。	計62回の支払いです。 事業仮契約書(案)別紙10-2の規定を加筆しましたので、御参照下さい。
345	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	基準金利について、2021年末をもって、LIBORは廃止予定との理解です。廃止後については市と事業者で協議のうえ代替指標決定するとの理解でよろしいでしょうか。	52番の回答を御参照下さい。
346	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	「基準金利設定は、本施設引渡日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)とする。」とありますが、「本施設引渡日の2銀行営業日前」に変更いただけないでしょうか。	修正したものを公表します。
347	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	支払利息はTSRとのことですが、2021年12月末にはLIBORは廃止される見込みであり、事業契約締結時にはTSRが存在しない可能性が高いです。廃止された場合の後継金利に関する文言の追加をお願いします。	52番の回答を御参照下さい。
348	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	基準金利がマイナスの場合は、基準金利「0%」と読み替える、ゼロフロアの設定をお願いいたします。	修正したものを公表します。
349	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (ア) サービス対価A-2の算 定方法	割賦元金にかかる消費税部分に対しては、割賦金利が付されないという理解でしょうか。	割賦払い分にかかる消費税及び地方消費税も含めてサービス対価A-1(一時払い)として支払うよう変更しましたので、募集要項別紙1を御参照下さい。
350	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2 (割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	基準金利が廃止された場合、後継金利が基準金利より低い金利となる場合等において、経済的価値を同質とするためのスプレッド調整等も含めて協議されるのでしょうか。	52番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
351	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2(割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	基準金利がマイナスの場合には、ゼロと読み替える理解にてよろしかったでしょうか？明確化の観点から、事業契約書への追記をお願いいたします。	修正したものを公表します。
352	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2(割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	事業者における長期的な安定した事業遂行の観点から、基準金利確定日においてLIBORの公表が停止されていた場合には、発注者と事業者、金融機関での協議の場を設けていただけます様をお願いいたします。	52番の回答を御参照下さい。
353	事業仮契約書 (案)		別紙 10-2	1	(2)	3) サービス対価A-2(割賦 払い) (イ) 支払金利の設定方法	「基準金利設定は、引渡日の2営業日前…とする。」の後に以下の追記をお願いします。 「なお、金利確定日の基準金利がマイナスとなっていた場合には、基準金利は0%とみなすものとする。」 募集要項P.16 別紙1 1 2)についても同様です。	修正したものを公表します。
354	事業仮契約書 (案)		別紙 10-3	1	(4)	1) 開業準備業務に係る対 価	配送校等の事情により調理リハーサル等が実施されなかった場合でもサービス対価Bの減額がされるとのことですが、事業者事情に拠らないもの以外については減額の対象から外していただけないでしょうか。	57番の回答を御参照下さい。
355	事業仮契約書 (案)		別紙 10-4	1	(5)	2) サービス対価C-1(固 定料金) (イ) サービス対価C-1の算 定方法	維持管理・運営業務は、令和6年度第2四半期最終月の9月から開始されますので、令和6年度の支払は、第2四半期及び第3四半期を対象とした2回分(募集要項17頁のとおり)となり、第4四半期分は令和7年度に支払われるため、計63回払になるとの理解でよろしいでしょうか。	計62回の支払いです。 事業仮契約書(案)別紙10-4の規定を加筆しましたので、御参照下さい。
356	事業仮契約書 (案)		別紙 10-4	1	(5)	3) サービス対価C-2(変 動料金)	維持管理・運営業務は、令和6年度第2四半期最終月の9月から開始されますので、令和6年度の支払は、第2四半期及び第3四半期を対象とした2回分(募集要項17頁のとおり)となり、第4四半期分は令和7年度に支払われるため、計63回払になるとの理解でよろしいでしょうか。	計62回の支払いです。 事業仮契約書(案)別紙10-4の規定を加筆しましたので、御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
357	事業仮契約書 (案)		別紙 10-4	1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (ア)変動料金の考え方 ①	左記規定では「…各四半期における通常食提供給食数(合計。100食単位)を乗じた額」となっている一方、募集要項P.18 別紙1(3)2)より、「通常食については、稼働日ごとの提供給食数を100食単位で切り上げて算定する…」と規定されております。このため、事業仮契約別紙10-4で規定されている各四半期における通常食提供給食数とは、募集要項に規定されている稼働日ごとの提供給食数を100食単位で切り上げて積算した食数、との理解でよいでしょうか。かかる理解でよい場合は、事業仮契約別紙10-4においても、募集要項に記載するとおり稼働日ごとに100食単位で切り上げて提供給食数を算出する旨を追記願います。	御理解のとおりです。 事業仮契約書(案)別紙10-4を修正します。
358	事業仮契約書 (案)		別紙 10-4	1	(5)	2) サービス対価C-1(固定料金) (イ)サービス対価C-1の算定方法	①における年間支払額は税抜金額で②における年間支払額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。 また、上段のとおりであれば、税込の年間支払額から回数4回分と消費税率を割り返して算出し、③において調整ということでしょうか。	御理解のとおりです。
359	事業仮契約書 (案)		別紙 10-5	1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (エ)提供給食数の決定方法 ③	「予定給食数においては、日当たりの提供給食数が想定提供給食数を大幅に下回る場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。」とございますが、募集要項_別紙1(18頁)に記載のとおり、予定給食数の変更がマイナス200食を超える場合には、予定給食数から200食を減じた食数により、サービス対価C-2が算定される(補償される)との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
360	事業仮契約書 (案)		別紙 10-5	1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (ウ)提供対象者数等の増減に関する協議	「提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要性が生じた場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担する」とありますので、当該什器備品の調達の際に必要な施設内設備改修費用等についても、一宮市様にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	食缶等の什器備品等を新たに調達する必要性が生じた場合に、施設内設備改修が必要になることは想定しておりません。
361	事業仮契約書 (案)		別紙 10-5	1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (エ)提供給食数の決定方法	「日当たりの提供給食数が想定提供給食数を大幅に下回る場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではない」とありますが、コロナ感染対策などによる長期的な学校の閉鎖や登校者数の制限などによる必要提供給食数の減少については、不可抗力として一宮市様にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お示しのようなケースで、提供給食数が予定給食数を大幅に下回ったとしても、募集要項P18に規定するとおり、予定給食数から200食を減じた食数でサービス対価C-2を算定します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
362	事業仮契約書 (案)	別紙 10-5		1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (エ) 提供給食数の決定方法 ③	「日当たりの提供給食数が想定提供給食数を大幅に下回る場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではない」とありますが、一宮市様の計画見直しによる学校統廃合により必要提供給食数が大きく減少する見直しとなった場合には、「市の事業契約変更」などによる帰責事由としてサービス対価C-2(変動料金)の減少額を一宮市様に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのような場合は、別紙10-5の「(ウ) 提供対象者数の増減に関する協議」に規定するとおり、サービス対価C-1及びサービス対価C-2の割合若しくはサービス対価C-1及びサービス対価C-2(料金単価)の見直しについて協議を行います。
363	事業仮契約書 (案)	別紙 10-5		1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (ウ) 提供対象者数等の増減に関する協議	(ウ) 提供対象者数等の増減に関する協議について、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに～とありますが、合理的な範囲とは何であるかをお示し願います。	個別事案が発生していない中で、市が負担する「合理的な範囲」を具体的に示すことはできません。
364	事業仮契約書 (案)	別紙 10-5		1	(5)	4) サービス対価C-2(変動料金)の算定基準 (ウ) 提供対象者数等の増減に関する協議	「提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要が生じた場合については…サービス対価C-2の見直しについて協議を…」とありますが、什器備品等を新たに調達する必要が生じた場合は、事業者の提案内容によってはC-1が変更になる可能性もあるため、C-2だけでなくC-1の見直しについても協議頂けるとの理解でよいでしょうか	原案どおりとします。
365	事業仮契約書 (案)	別紙 10-6		2	(2)	サービス対価A-2(割賦支払)	「…市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス対価C-1及びC-2の請求書とともに提出する。」とありますが、サービス対価A-2は設計・建設業務の対価となるため、本施設の引渡し後直後から四半期経過後、速やかに請求書を提出する(初回については令和6年9月に入ってから速やかに、最終回については令和22年4月に入ってから速やかに請求する)こと、とさせていただきます。	追記しましたので、御参照下さい。
366	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(1) (2)	サービス対価A-1(一時支払)、 サービス対価A-2(割賦支払)の改定	サービス対価A-1、A-2ともに物価変動による改定は行わないとの記載がありますが、過去には1年間で1割程度変動した例もあることから、何らかの公的指標による変動を導入していただけますようお願い致します。 また、建設期間中だけでなく、提案時から着工時の物価変動についても同様に、サービス対価の改定について、一宮市様と協議させていただきますようお願いいたします。	御意見をふまえ、サービス対価A-2について、物価変動による改定を行う規定に変更しましたので、御確認下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
367	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(1) (2)	サービス対価A-1(一時支払)、 サービス対価A-2(割賦支払)の改定	本プロジェクトは、提案書提出より建設完了まで、約3年の期間を要します。建設期間中の物価変動にともなうサービス対価Aの改定は行わな いとありますが、設計建設期間は長期間にわたるため、スライド条項の 適用等をご検討いただきたく存じます。	御意見をふまえ、サービス対価A-2について、物価変動による改定を行 う規定に変更しましたので、御確認下さい。
368	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(1) (2)	サービス対価A-1(一時支払)、 サービス対価A-2(割賦支払)の改定	近年の建設資材等の高騰を鑑み、建設期間中の物価変動による改定を 行っていただきますようお願いいたします。 なお、内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)が「PFI事 業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」を平成21年4月3日に公 表されて以降、多くのPFI事業において建設期間中の物価変動による改 定を行う規定が設けられております。	御意見をふまえ、サービス対価A-2について、物価変動による改定を行 う規定に変更しましたので、御確認下さい。
369	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(1) (2)	サービス対価A-1(一時支払)、 サービス対価A-2(割賦支払)の改定	本契約締結後、12ヶ月を超える設計・建設業務期間であること・賃金水 準又は物価水準の変動が生じうることを考慮し、サービス対価A-1及び A-2については、契約相手方に対して物価変動による請負代金の変更を 請求できることとさせて下さい。	御意見をふまえ、サービス対価A-2について、物価変動による改定を行 う規定に変更しましたので、御確認下さい。
370	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(1) (2)	サービス対価A-1(一時支払)、 サービス対価A-2(割賦支払)の改定	実施方針(令和3年3月26日公表)P.21では、本施設供用開始前のインフ レ・デフレについて、一宮市様は「△(従分担)」と記載されておしま した。しかし、事業仮契約書(案)にて、建設期間中の物価変動による 改定は行わないとされた一宮市様のお考えをご教示ください。	御意見をふまえ、サービス対価A-2について、物価変動による改定を行 う規定に変更しましたので、御確認下さい。
371	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(3)	サービス対価C(固定料 金)の改定	(3) サービス対価C(固定料金)の改定は、サービス対価B(一時支 払)の間違いでしょうか。	誤りですので、修正します。
372	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(3)	サービス対価C(固定料 金)の改定	「サービス対価B(一括払い)の改定」の誤記という理解でよろしいで しょうか。	誤りですので、修正します。
373	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(3)	サービス対価C(固定料金) の改定	見出しには、「サービス対価C(固定料金)」とありますが、「サービ ス対価B」との理解でよろしいでしょうか。	誤りですので、修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
374	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(4)	1) 物価変動による改定	「各指標の年度平均値に基づき翌年度のサービス対価を確定する」とありますが、年度平均指標の確定値が公表されるのは概ね翌年度5月頃と想定されます。その後速やかに計算協議を行い、当該年度第一四半期分からサービス対価が改定されるとの理解で宜しいでしょうか。	年度平均指標の確定値の公表から四半期ごとのC-1とC-2の改定計算までの期間が短いなど、実務上、支障がある場合は、市と事業者で協議し、対応方法を検討します。
375	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(4)	1) 物価変動による改定	初回のサービス対価改定は、運営開始初年度を対象に実施されるものとの理解で宜しいでしょうか。またその際の基準となる「APx」は事業契約上で定めた初年度の対価を、「CSPIX-1」は本募集要項が公表された令和3年度の指標の平均値を、それぞれ用いて計算すると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
376	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(4)	1) 物価変動による改定	CSPIX-1（初回の改定年度）について、現案では初回の改定年度（t=令和6年度）に対応するX-1年度が規定されていないため、初回はX-1を提案を受けた年度（X-1=令和3年度）と規定してください。	追記しましたので、御参照下さい。
377	事業仮契約書 (案)	別紙 10-7		3	(4)	1) 物価変動による改定	改定の手続きについては、以下の手続きでよいでしょうか。 「事業者は、毎年度9月末までに、指数の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス対価C-1及びC-2の単価を市へ提出し、市の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。」	提出時期は市と事業者との協議により定めませんが、流れはお考えのとおりです。
378	事業仮契約書 (案)	別紙 10-8		5	(3)	維持管理・運営業務に係る対価	「①通常食料金単価（1食あたり）」とありますが、通常食料金単価は「100食あたり」で提案するのではないのでしょうか。	修正したものを公表します。
379	事業仮契約書 (案)	別紙11					サービス対価A2のみの一覧表となっていますが、すべてのサービス対価についても、事業契約中に一覧表で記載するようにお願いします。	必要に応じて事業契約締結前に事業者を作成頂きます。 事業仮契約書（案）において市がその他のサービス対価の一覧表を追加作成することは致しません。
380	事業仮契約書 (案)	別紙13					各保険について、以下の詳細をお教えてください。 保険の対象、補償額、（もしあれば）補償限度額、保険期間、被保険者、免責金額等	提案に委ねます。
381	事業仮契約書 (案)	別紙13	1		②	法定外労働災害保険	法定外労働災害保険について、具体的な補償範囲をご教示ください。	提案に委ねます。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
382	事業仮契約書 (案)		別紙13				第三者賠償責任保険の詳細につき、要求水準書36頁(7)提出書類の記載を拝見する限りでは、生産物賠償責任保険への加入は必須と読み取れますが、その様に理解して宜しいでしょうか。また、貴市が求める各保険の設定補償限度額につきましてもお示し頂けないでしょうか。当該保険料は設定次第で高額になるため、予めご教示頂きたく存じます。	前段については、要求水準書を修正します。 後段については、提案に委ねます。
383	事業仮契約書 (案)		別紙13				施設引渡し後から事業期間終了までの期間、火災保険については市で加入されるため、事業者側での加入(重複)は不要との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
384	事業仮契約書 (案)		別紙14	第2条	談合等その他の不正行為に係る賠償額の予定		金融機関よりプロジェクトファイナンスを調達する場合、事業期間に亘り、事業契約解除時に発生し得る可能性を有する違約金相当額以上の預金リザーブ又はこれをカバーできる保険への加入を要求されます。しかし、別紙14第2条を事由とした違約金相当額(設計・建設業務に係る対価の100分の10)の預金リザーブは非現実的な水準ですし、また違約金の水準を問わず、当該事由を対象とした保険での手当ても難しい状況です。当然に正当な入札手続きが確保されているものではございますが、事業契約・及び基本協定書の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、プロジェクトファイナンスの調達が困難となり、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。よって、本条項にかかる違約金請求対象にはSPCが含まれないようにご修正をお願いいたします。	御意見をふまえ、規定を変更しました。
385	モニタリング 実施要領 (案)	3	第2	1	(1)	モニタリング対象とモニタリング方法	事業者による提出書類の中に「基本設計図書」とありますが、一宮市様が令和2年度に基本設計を完了していると理解しております。事業者から改めて基本設計図書を提出する必要があるとのことでしょうか。	誤りですので、修正します。
386	モニタリング 実施要領 (案)	3	第2	1	(1)	モニタリング対象とモニタリング方法	表中、「基本設計図書」とありますが、誤植でしょうか。	誤りですので、修正します。
387	モニタリング 実施要領 (案)	7	第2	5	(2)	モニタリング方法	表中、「統計資料」とありますが、どのようなものでしょうか。	誤りですので、修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
388	モニタリング 実施要領 (案)	13	第3	5	(1)	要求水準未達の基準	レベル1において、「給食への軽微な異物混入（毛髪等）」とありますが、特に毛髪の混入に関しては、事業者の責による調理場由来のみでなく、各学校の教室等での混入事例も多く発生すると認識しております。本件につきましては、あくまで事業者の責が明確に確認された場合のみに適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	異物混入に限らず、要求水準未達に該当するか否かは、事業者の責めに帰さない事由である可能性も含めて慎重に判断します。
389	モニタリング 実施要領 (案)	18	第4			サービス対価の減額	減額ポイントは事業者に起因する場合にのみ付与されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
390	モニタリング 実施要領 (案)	17	第4			サービス対価の減額	サービス対価の減額対象は維持管理・運営業務についてのみとなっておりますが、これらの業務の不履行などが生じた場合にも、既に債権が確定している設計・建設業務に係る対価のうち割賦払い分（サービス対価A-2）については支払いの留保はされないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
391	モニタリング 実施要領 (案)	17	第4			サービス対価の減額	サービス対価A-1およびA-2について、施設引渡後の開業準備期間や維持管理運営期間中のモニタリングによって減額される可能性はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
392	モニタリング 実施要領 (案)	17	第4	1		開業準備業務	学校の事情によりリハーサルを行うことを理由として開業準備費を減額する可能性があるとのことですが、事業者がコントロール不可能な事由ですので、減額対象外としていただけないでしょうか。	学校等の事由によりリハーサルを実施しなかった場合でも、開業準備業務の内容が変更となり、費用も減少する訳ですから、減額を行う可能性は排除できません。
393	モニタリング 実施要領 (案)	20	第5			業務遂行状況が良好である場合の取り扱い	業務遂行状況が良好である場合には、当該四半期の減額ポイントの一部を減免していただくなどの優遇措置をご検討いただけないでしょうか。（事業者のモチベーション向上に寄与します）	原案どおりとします。
394	モニタリング 実施要領 (案)	20	第5			業務遂行状況が良好である場合の取り扱い	事業者のモチベーション維持のため、事業者の業務遂行状況が良好である場合、減額ポイントの減算等もご検討ください。	原案どおりとします。
395	平面図等						CADデータに配置図が含まれていません。配置図CADデータを公表して頂くことは可能でしょうか。	6月22日に市ウェブサイトで公表しました。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
396	平面図等					受領資料	配置図のCADデータを頂けないでしょうか？ 又は、測量図はありますか？	6月22日に市ウェブサイトで公表しました。
397	実施方針	21	別紙1			No.4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答No.73にて、事業所税を貴市は負担しないと回答がございましたが、本事業に事業所税が課税される場合、資産割部分についてはSPCとして費用が発生することになります。 当該費用（事業所税）は、サービス対価C-1「その他費用」（引渡後から発生する場合にはサービス対価B及びサービス対価C-1「その他費用」）に含める理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
398	実施方針	21	別紙1			No.4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答No.73にて、課税対象となる事業所床面積は「家屋全体の床面積（一般的には登記上の床面積）から、福利厚生施設等の非課税部分と市専用部分を除いたもの」とございますが、家屋とは共同調理場のみを指しているという理解でよろしいでしょうか。 家屋の対象となる施設・範囲をご教示下さい。	御理解のとおりです。
399	実施方針	21	別紙1			No.4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答No.73にて、課税対象となる事業所床面積は「家屋全体の床面積（一般的には登記上の床面積）から、福利厚生施設等の非課税部分と市専用部分を除いたもの」とございますが、事業者の事業所床面積は「事業者の専有部分の床面積に共用部分（事業者と市の専用部分を按分した部分）を加えたもの」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
400	実施方針	21	別紙1			No.4	事業所税は、供用開始後から課税されるという理解でよろしいでしょうか。	引渡し日から課税されます。
401	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					23番	光熱水費について、固定料金と変動料金の分け方は、応募者に委ねることとで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
402	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					24番	当該質問について、募集要項で明記されていないようですので、考え方をお示しください。	光熱水費のうち、市職員事務室で使用分以外は共用部分も含めて事業者負担（サービス対価対象）です。
403	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					73番	事業所税について、その有無や算定の考え方など、各応募者が個別に、担当課に事前照会するというところで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
404	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					297番	出入口位置について警察協議が完了していないとのことですが、仮に警察から許可が得られず、設計変更になる場合には、当該リスクは市負担ということで宜しいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由による場合は、事業仮契約書（案）第19条第2項第2号の規定に従い、市が負担します。
405	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					348番	「排煙用トップサイドライト」とありますが、トップライトと考えて宜しいでしょうか。	「排煙用トップサイドライト」です。
406	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					351番	ガスコージェネレーションについて、災害時用の導入目的とのことですが、この目的が達成できれば、代替手段の提案も認められるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書P9「（４）設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的として、設備の有無・仕様について提案を行うことを妨げるものではありません。
407	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答					351番	今回想定されてますコージェネレーションは災害用として（非常用発電機）の使用用途を認められておらず、災害時（ガスの供給停止時）はコージェネレーションから電気の供給を予定している部屋（防災機器、冷凍冷蔵庫等）への電源供給が行えなくなると考えますが、現在の災害想定は台風等の停電時想定で宜しいでしょうか。また、ガスの供給停止時にも災害対応が必要な場合には事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	ガスの供給停止時にコージェネレーションから電源供給することは想定しておりません。 その上で、事業者が、ガスの供給停止時にも災害対応のため電源供給できるような提案を行うことは妨げません。
408	その他						果物の提供はどれくらいの頻度を想定されていますか。また種類はどのようなものを想定されていますか	予算や時期等にもよりますが、週に1回程度を想定しています。 種類については、409番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
409	その他						果物の皮むきは想定されていますか？その場合どのような果物を想定されていますか。	想定していません。みかんやオレンジなどの他、りんごやなしなどを皮つきで提供する想定です。